

(素案)

第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節 健康・医療

- 1 健康づくり
- 2 医療・救急
- 3 社会保障制度

第2節 福祉

- 1 地域福祉
- 2 子ども・子育て支援
- 3 高齢者福祉
- 4 障害者福祉
- 5 生活支援

第3節 暮らし

- 1 消費生活
- 2 雇用

本章の概要

健康は、自分らしい暮らしを生涯に渡って楽しむための基本であり、近年、健康づくりへの関心が一段と高まっています。

市民が健康に関心を持ち、大人から子どもまでの幅広い層が日常生活の中で健康づくりに取り組み、健やかに育つことができる環境の実現を目指すとともに、医療体制の確保などにより、高齢者や障害者が生きがいや希望をもって暮らし続けられるよう、地域と一体となって誰もが健康で明るく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

第1節 健康・医療

1 健康づくり

市民の健康づくりを啓発・支援し、健康づくりに積極的に取り組む市民を増やすことで、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図ります。

2 医療・救急

地域医療体制の整備や救急体制の充実に取り組むとともに、感染症対策の充実を図ります。

3 社会保障制度

国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的かつ適正な制度の運営を図るとともに、国民年金制度の普及啓発等を推進します。

第2節 福祉

1 地域福祉

民生・児童委員等の活動を支援するとともに、様々な課題を抱える人に総合的に対応し、解決の支援に努めます。

2 子ども・子育て支援

全妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、切れ目なく継続的に支援するとともに、青少年の健全育成を図ります。

3 高齢者福祉

高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、介護保険サービスの推進や、社会的に孤立することのないまちづくりに取り組みます。

4 障害者福祉

障害者支援施策を推進し、障害者への差別をなくすことと、障害者が暮らしやすい社会づくりに取り組みます。

5 生活支援

生活困窮な状況となっても早期に自立した生活を取り戻せるよう、総合的な各種支援を推進します。

第3節 暮らし

1 消費生活

市民が安心して消費生活が送れるよう、相談体制の充実、情報提供の推進に取り組みます。

2 雇用

雇用機会の充実や各種就労支援に取り組むとともに、労働環境の改善を図ります。

第1節 健康・医療

1 健康づくり



■ 現状と課題

- 近年、人生100年時代の到来に備えた健康寿命の延伸が求められており、健康で幸福な生活を送ることに対する関心が高まりを見せています。
- 令和5年の本市における主要死因別死亡者数は、第1位が悪性新生物(*)、第2位が心疾患、第3位が老衰となっており、悪性新生物による死亡者数の割合は、全体の約25.9%となっています（表2-1参照）。
- このような状況の中、本市では世代ごとに適した健康づくりや疾病の早期発見、早期治療に向けた取組を行っています。
- あわせて、健康維持のためには、疾病の予防・治療にとどまらず、市民一人一人の自主的な健康づくりの取組を促すとともに、市民のニーズに応じた適切な健康教育や相談体制によって支援することが重要であることから、総合体育館や保健相談センター等を拠点として、各種教室や健康相談等を開催しています。
- 今後も、市民の心身の健康の保持、増進に向けた取組を推進する必要があります。

表2-1 令和5年主要死因別死亡者数・死亡割合

死因	死亡者数(人)	総数に対する割合(%)	死因	死亡者数(人)	総数に対する割合(%)
悪性新生物	217	25.9	慢性閉塞性肺疾患	17	2.0
糖尿病	12	1.4	肝疾患	8	1.0
心疾患(高血圧性を除く)	115	13.7	腎不全	17	2.0
高血圧性疾患	2	0.2	老衰	75	8.9
脳血管疾患	60	7.2	不慮の事故	15	1.8
大動脈瘤及び解離	10	1.2	自殺	18	2.1
肺炎	30	3.6	その他	243	29.0
総死亡者数(人)					839

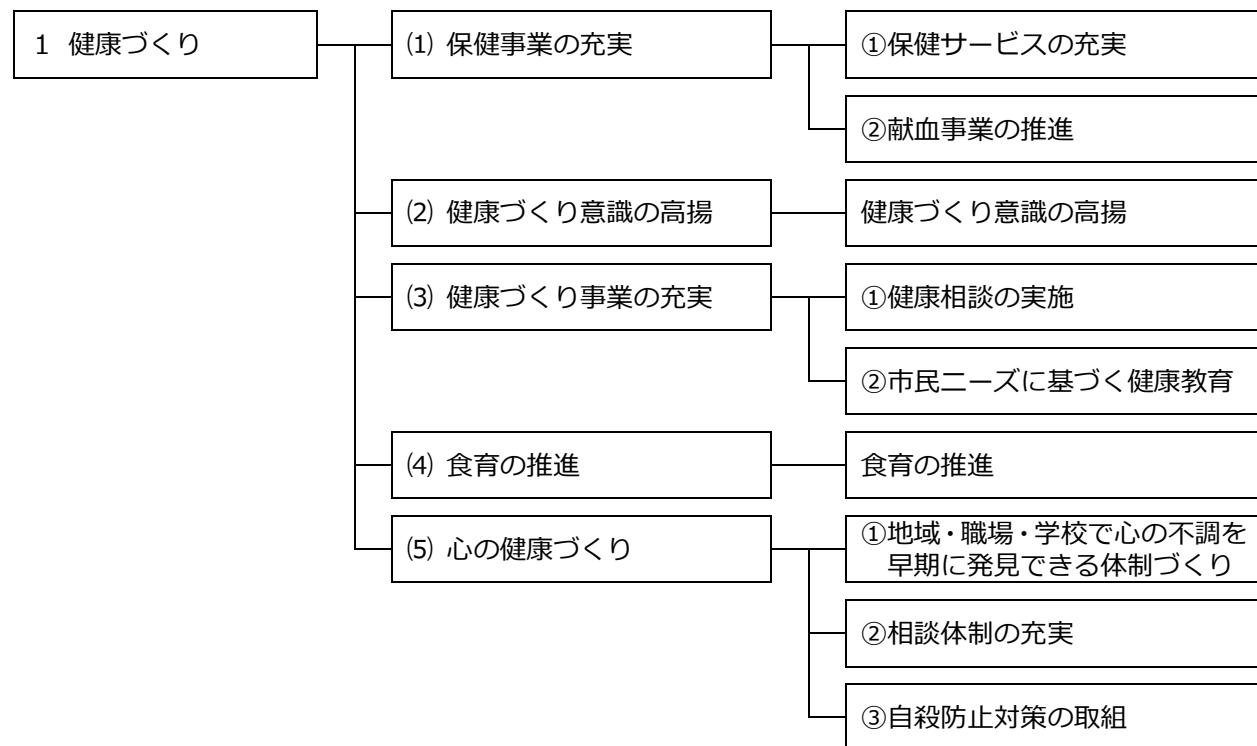
出典 東京都保健医療局資料

[*] 悪性新生物：増殖・転移などの悪性を示す腫瘍。がんなど

■ 基本方針

- 健康寿命の延伸を図るため、疾病の予防、早期発見等に資する取組を進め、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、市民一人一人の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 保健事業の充実

① 保健サービスの充実

- 疾病の予防や早期発見を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査、がん検診等のサービスの充実に努めます。
- 他市の動向を踏まえつつ、近隣市や関係機関との連携により、健康診査・検診の拡充を図ります。
- 乳幼児の発達の遅れや疾病、障害の早期発見、健全な発育、育成を図るため、健康診査や育児相談等を実施し、きめ細かな保健サービスの充実に取り組みます。

② 献血事業の推進

- 日本赤十字社等と連携し、献血推進協議会を基軸として献血思想の啓発活動や献血運動等を推進します。

(2) 健康づくり意識の高揚

健康づくり意識の高揚

- 広報活動や啓発事業を実施し、運動の習慣化、疲労を回復するための十分な休養や食生活の改善など、健康づくり意識の高揚を図ります。
- 食中毒や薬物乱用防止などの健康被害のリスクを避けるため、正確な知識の普及に努めます。
- 健康づくり推進協議会等との連携により市民ニーズを的確に把握しながら、広報紙、ホームページ、SNS等を活用して保健事業予定表等の周知を行うなど、情報提供の充実に取り組みます。
- 热中症予防のため、クーリングシェルターを開設するとともに、普及啓発及び注意喚起を行います。

(3) 健康づくり事業の充実

① 健康相談の実施

- 健康への関心が高まる中、適切な健康づくりができるよう、個別の相談に応じ、家庭における健康づくりの支援を図ります。

② 市民ニーズに基づく健康教育

- 各種健康教室でのアンケート調査の実施等による市民ニーズに基づき、適切な健康教育を体系的に推進します。

(4) 食育の推進

食育の推進

- 家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。
- 学校給食における毎月の予定献立表を活用して、地元産野菜・果物等に関する情報の提供に努めます。
- 地元農家の協力を得て地元産野菜・果物等をより積極的に使用出来るよう学校給食の献立の工夫及び改善に努めます。
- 食育に関する展示物の活用や食育講座の開催など防災食育センターを活用した食育を推進します。

(5) 心の健康づくり

① 地域・職場・学校で心の不調を早期に発見できる体制づくり

- 学童期・思春期以降の世代に対して、ストレスへの対処法、人や地域とのつながりの重要性、自分のこころの不調に早めに気付く方法などについて普及啓発を行うとともに、身近な相談窓口や専門機関の情報提供を行います。
- 健診時や相談窓口での気付きや、学校や職場、地域とのネットワークの中で、こころの不調に関する状況把握ができるよう努めるとともに、関係機関等と連携し、こころの不調に早期対応できる体制づくりを推進します。

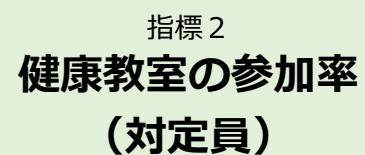
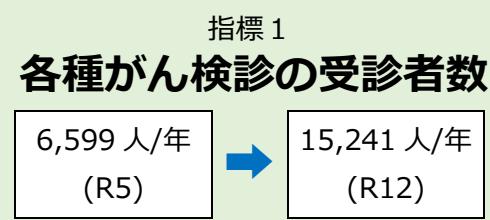
② 相談体制の充実

- 家庭・地域などにおける心の健康づくり等に関する相談体制の充実を図ります。

③ 自殺防止対策の取組

- 地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパー(*)の養成を促進します。

■ 成果指標



(*)ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る等）を図ることができる人

2 医療・救急



■ 現状と課題

- 本市内の医療施設は、令和4年10月1日現在で、一般病院が4か所、診療所が27か所あり、延べ121の診療科目（歯科を除く）で運営されています（表2-2参照）。
- 救急車の出動回数は、令和5年は4,484回を数え、救護人員も3,967人となっています（図2-1参照）。
- 救急体制については、消防団女性部が応急手当指導員の資格をいかし、市民に対して応急救護に関する知識と技術の普及を行っており、今後は消防団の多様な人材を活用し、応急救護を指導できる人材を増やしていく必要があります。
- 休日・休日準夜の内科・小児科の救急患者の対応については、市医師会に委託して保健相談センターにおいて休日・休日準夜診療を実施しているほか、武蔵村山病院において小児初期救急準夜診療及び小児二次救急診療を行っています。
- また、市内の当番歯科医療機関において休日歯科診療を実施しています。
- 今後も、救急需要に合わせて、市民が身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるよう救急医療体制の充実など地域保健医療の整備に努める必要があります。
- 一方、感染症対策について、新型コロナウイルス感染症をきっかけに、誰もが安全で安心に暮らせるまちづくりが求められているため、今後も、新たな感染症等が発生した場合に備え、「新型インフルエンザ等対策行動計画」や「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、状況に応じた措置対応に努め、今後の動向を注視するとともに、国や東京都と連携し、市としての対応能力を高める必要があります。

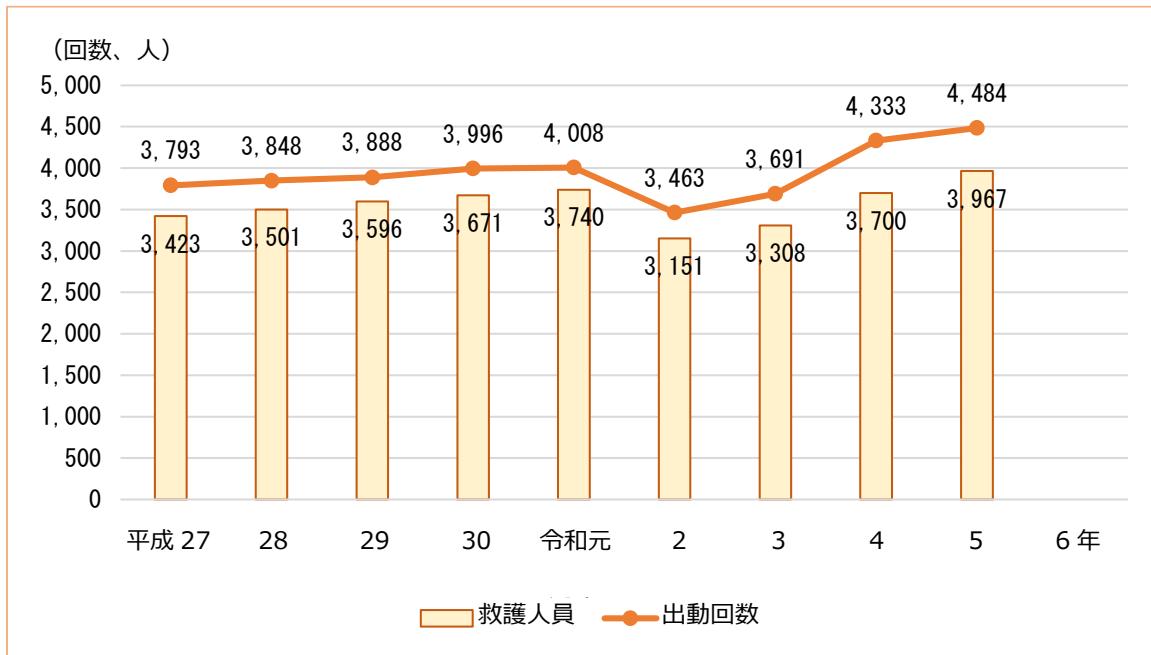
表2-2 診療科目別病院・診療所数（歯科を除く） (令和4年10月1日現在)

診療科目	病院・診療所数	診療科目	病院・診療所数
内科	25	整形外科	7
呼吸器内科	5	小児外科	2
消化器・胃腸内科	9	産婦人科	1
循環器内科	4	産科	-
小児科	13	婦人科	2
精神科	4	眼科	6
アレルギー科	4	耳鼻咽喉科	3
脳神経内科	3	皮膚科	8
リウマチ科	2	泌尿器科	5
外科	5	リハビリテーション科	6
脳神経外科	1	放射線科	3
消化器・胃腸外科	1	麻酔科	2
総数			121

出典 東京都保健医療局資料

図2-1 救急車出動状況の推移

(各年1月から12月まで)

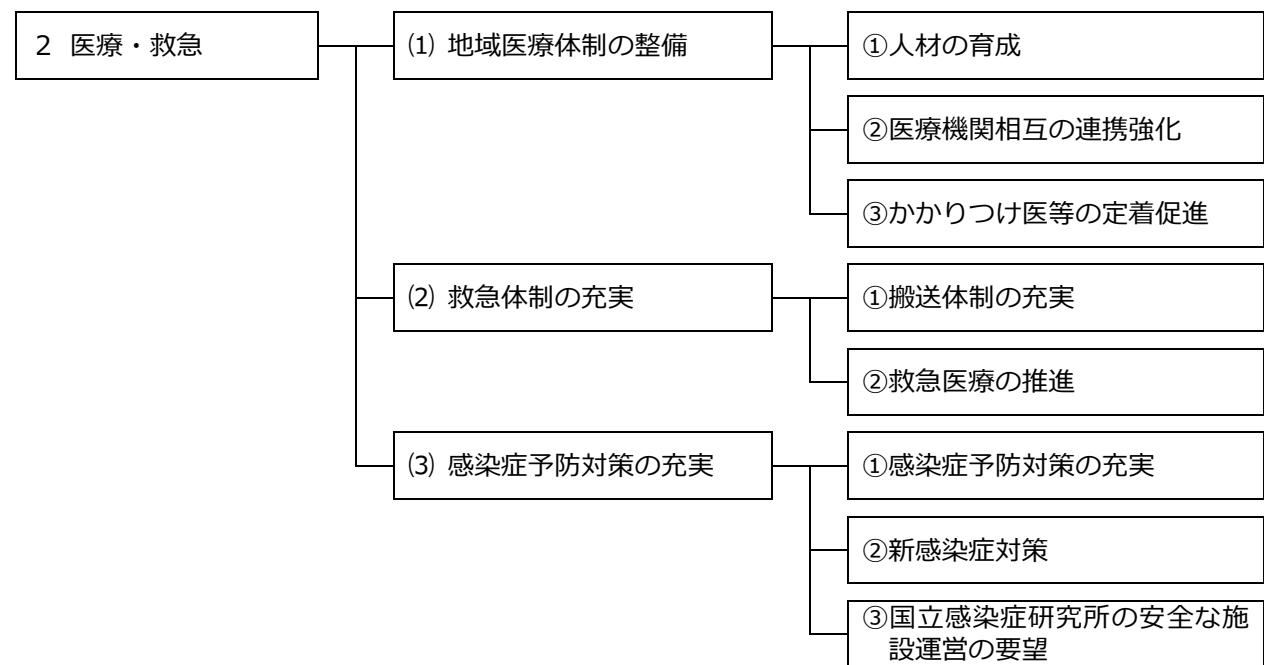


出典 東京消防庁

■ 基本方針

- 誰もが身近な地域で気軽に健康相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。
- 感染症等の流行に備えて、予防に必要な情報の普及啓発に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 地域医療体制の整備

① 人材の育成

- 保健サービスの高度化と需要の増大に対応するため、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門的人材の資質向上に努めます。

② 医療機関相互の連携強化

- 地域医療連携の充実に努め、質の高い医療サービスの提供と医療資源の有効活用により、地域医療の向上を図ります。

③ かかりつけ医等の定着促進

- 広報紙やホームページなどにおいてかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、自らの健康管理ができるよう普及啓発に努めます。
- 医師会等関係機関と連携を図りながら、地域の医療機関に関する情報等を提供します。

(2) 救急体制の充実

① 搬送体制の充実

- 災害時等に多発する救命救急需要に対処するため、東京都に対し、災害時における搬送体制の充実を要請するとともに、消防団において応急手当普及員を養成し、指導できる人材を増やすことで、市民への救命救急技術の普及に努めます。

(*)総合医：患者の特定の臓器等に着目するのではなく、全体的な健康の問題に対して治療等を行う医師

② 救急医療の推進

- 診療時間外（夜間・休日）の急病で、緊急の医療を必要とする患者に対応するため、医師会や救急医療機関と連携し、第一次救急医療を推進するとともに、交通事故等によるけが、入院や緊急手術が必要な重症患者への対応に努めます。

③ 感染症予防対策の充実

① 感染症予防対策の充実

- 感染症予防のための各種予防接種等を実施します。
- 子ども・子育て応援ナビを運用し、各種予防接種の接種率の向上を図ります。
- 広報紙やホームページ、子ども・子育て応援ナビを活用し、感染症についての正しい知識の普及啓発を行います。
- 医療機関と連携し、医療体制の充実を図ります。

② 新感染症対策

- 「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、国や東京都と連携し、状況に応じた措置対応に努め、感染症予防対策を講じながらも、市民生活に直結する事業の執行に影響が生じないよう、優先すべき事業を定め必要な人員を確保します。

③ 国立感染症研究所の安全な施設運営の要望

- 国立感染症研究所村山支所の BSL-4 施設(*)については、施設における安全対策、災害対策及び市外適地への移転について引き続き要望します。
- また、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会の構成員として市職員を派遣し、施設運営等についての確認を行い、情報共有を図ります。

■ 成果指標

指標 1

応急手当普及員資格取得者数

5 人
(R5)



25 人
(R12)

指標 2

予防接種、結核検診の実施者数

22,022 人/年
(R5)



24,000 人/年
(R12)

(*) BSL-4 施設：BSL はバイオセーフティレベル（Bio Safety Level）の略。ウイルスなどの病原体を扱う施設のうち、世界保健機関（WHO）が定めるレベル 4 に属する、エボラウイルスやラッサウイルスなどを取り扱うことができる施設

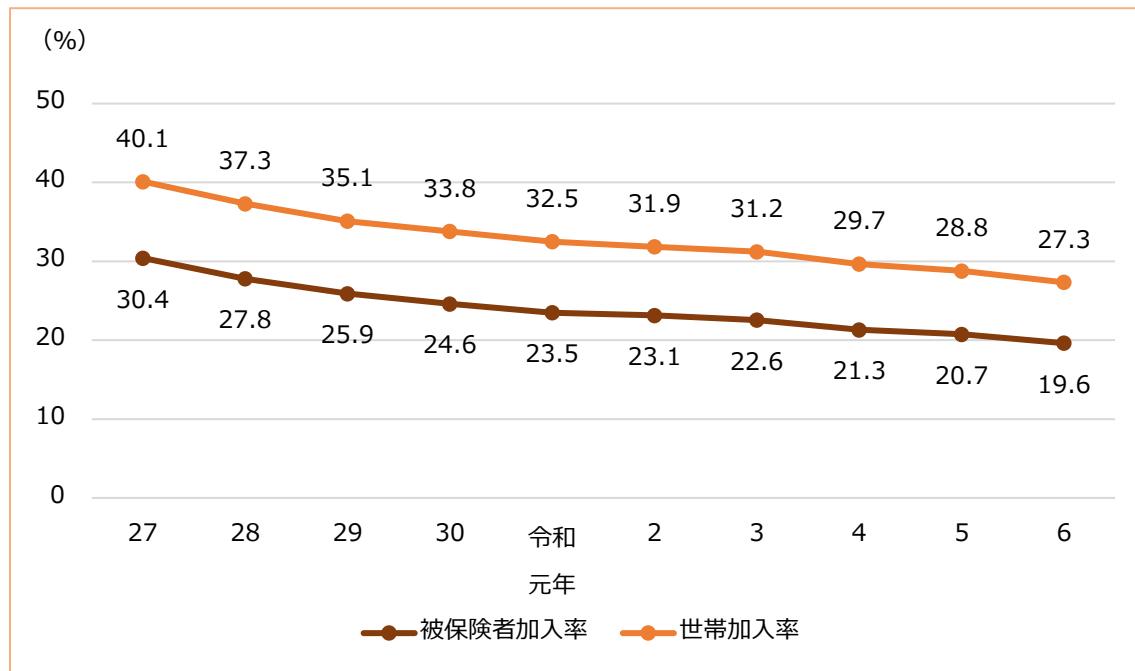
■ 現状と課題

《国民健康保険》

- 国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として非常に重要な役割を担っています。制度を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年度に行われた国民健康保険制度改革により、国民健康保険の財政運営の責任主体が東京都となり、制度の安定化が図られましたが、国民健康保険被保険者数は減少しているものの、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、その事業運営は大変厳しい状況にあります。
- 今後も、一層厳しい事業運営を迫られることが予想されており、国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していく必要があることから、「国保財政健全化計画」に基づき、適宜適切に国民健康保険税率の見直しに取り組むとともに、有効な収納確保策を実施し、収納率の向上を図る必要があります。
- また、特定健康診査の受診率の向上に資する取組やレセプト(*)及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、生活習慣病等の早期発見と重症化の予防を図るとともに、医療費の適正化を推進する必要があります。

図 2-2 国民健康保険加入者割合の推移

(各年度 3 月 31 日現在)



出典 保険年金課資料

(*)レセプト：保険医療機関が 1 か月の診療行為をまとめた診療（調剤）報酬明細書

《後期高齢者医療制度》

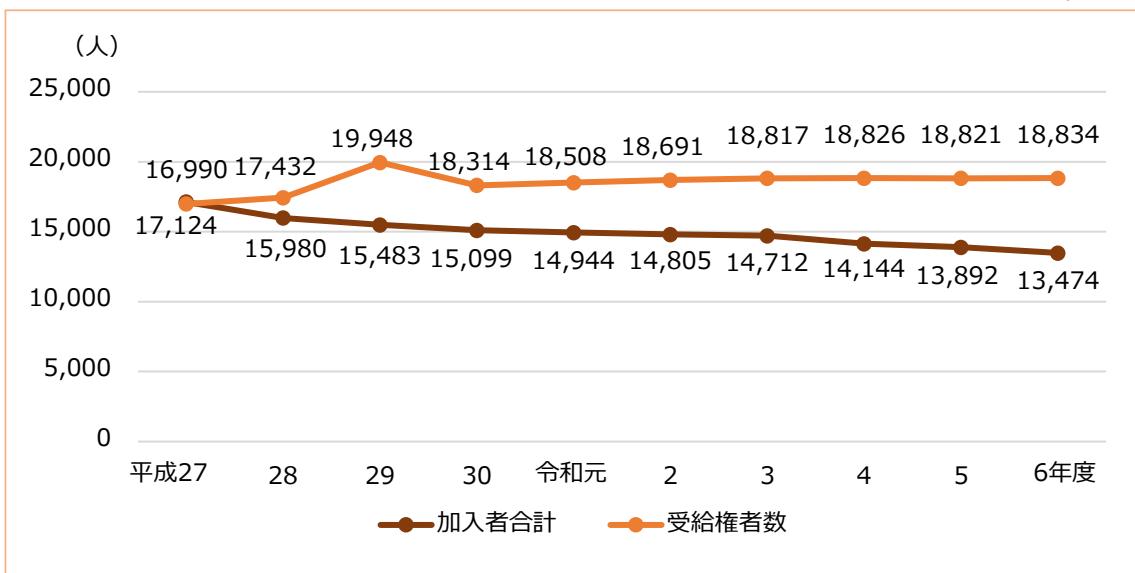
- 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し医療保険を将来にわたり維持可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者と現役世代の負担を明確化するため、原則75歳以上を対象に平成20年度から新たな医療制度として創設されたものであり、都内全ての区市町村が加入している「東京都後期高齢者医療広域連合」によって制度が運営されています。
- 今後も、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携しながら、高齢者の特性を踏まえた保健事業に取り組む必要があります。

《国民年金》

- 国民年金の運営は、世代と世代の支え合いという相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによって賄われています。
- 国民年金制度は、更なる高齢化の進展が確実な中で、老後の生活の基本的部分を支えるものとして重要な制度であることから、安定した老後を送れるよう、普及啓発や相談業務の実施を図りながら、年金受給権の確保に努める必要があります。

図2-3 国民年金加入者の推移

(各年度3月31日現在)

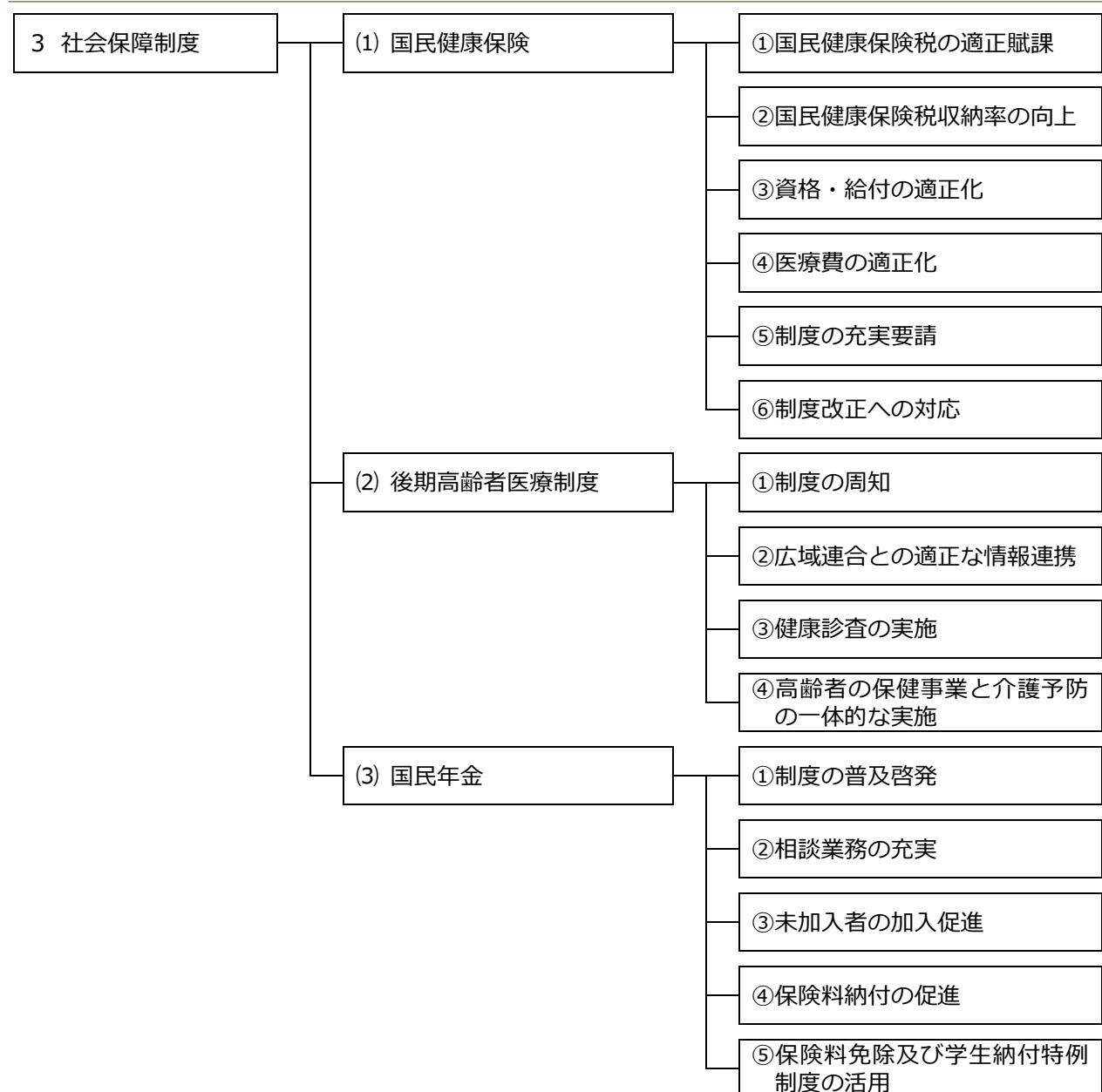


出典 保険年金課資料

■ 基本方針

- 国民健康保険制度については、レセプト及び特定健康診査結果データの分析を行い、その健康課題に対応した保険事業を実施することで、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課を図ることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に取り組みます。
- 後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。
- 国民年金制度については、制度に対する理解と未加入者の加入促進に取り組み、制度の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 国民健康保険

① 国民健康保険税の適正賦課

- 「国保財政健全化計画」に基づき、計画的に国民健康保険税率の見直しを行います。
- 負担の公平化の観点に基づいた国民健康保険税の適正賦課を図り、財源の確保に努めます。

② 国民健康保険税収納率の向上

- 収納対策の強化の一環として、収納課窓口業務等を民間委託することにより、市民への接遇の向上を図るとともに、徴税吏員でなければできない滞納処分及び納税相談等に専念できる環境を整備します。
- また、文書催告や自動電話催告システム、業務委託先の知見等を最大限活用し、滞納事案の早期解決に努め、国民健康保険税収入の確保を図ります。
- 口座振替キャンペーンなどの口座振替の促進に努めるとともに、マルチペイメントネットワーク(*)を活用した口座振替受付サービスの周知、活用を推進します。
- 納税者の利便性向上と業務の効率化を図るため、多様化された納付方法の周知徹底を図るとともに、還付金受取口座や口座振替のオンライン申請導入など、収納環境のDX推進について検討を行います。

③ 資格・給付の適正化

- 資格の取得及び喪失時の早期届出を広報紙等により市民に広く周知するほか、オンライン資格確認により、資格及び医療機関からの保険給付費の請求の適正化を図ります。
- レセプト点検においてAI及びRPAを活用し、不正、不当利得及び第三者行為の発見に努めます。

④ 医療費の適正化

- 特定健康診査の受診率等の向上に資する取組や、レセプト及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業を実施し、生活習慣病等の早期発見や重症化の予防に努めるとともに、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。

⑤ 制度の充実要請

- 国や東京都に対して、国民健康保険事業への財政措置の充実等を要請するとともに、子育て世代への国民健康保険税の軽減措置等の更なる充実を図るよう働きかけます。

⑥ 制度改正への対応

- 制度改正の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、市民に混乱が生じることのないよう準備を進め、適切な情報提供を行います。

(*)マルチペイメントネットワーク：自治体や企業等の収納機関と金融機関を結び、利用者がATMや電話、パソコン等の様々な手段で支払い手続を行うことができるネットワーク

(2) 後期高齢者医療制度

① 制度の周知

- 後期高齢者医療制度について、広報紙等で周知するとともに、相談業務の充実に努めます。

② 広域連合との適正な情報連携

- 後期高齢者医療制度に加入している被保険者に関する情報を適正に管理するため、広域連合との連携を強化します。

③ 健康診査の実施

- 高齢者の健康増進を図るため、健康診査を実施するとともに、受診率の向上に努めます。
- 疾病の予防推進及び早期発見につなげるため、人間ドック及び脳ドック費用の一部助成を実施します。

④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 高齢者的心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めます。
- ハイリスクアプローチとして糖尿病性腎症等重症化予防事業、ポピュレーションアプローチとして市内お互いさまサロン等の通いの場に出向き、口腔機能向上・低栄養防止事業を実施します。

(3) 国民年金

① 制度の普及啓発

- 国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るため、普及啓発に努めます。

② 相談業務の充実

- 国民年金制度への正しい理解を促進し、適正な年金給付が受けられるよう相談業務の充実に努め、日本年金機構との緊密な連携の下、受給権の確保に努めます。

③ 未加入者の加入促進

- 日本年金機構との連携を密にし、未加入者の把握に努め、加入を促進します。

④ 保険料納付の促進

- 市民の年金受給権確保のため、保険料納付の必要性について、広報活動の強化に努めます。

⑤ 保険料免除及び学生納付特例制度の活用

- 保険料納付困難者の受給権を確保するため、保険料免除制度及び学生納付特例の周知と利用促進に努めます。

■ 成果指標

指標 1

国民健康保険被保険者における
特定健康診査受診率

49.2%
(R5)



60.0%
(R12)

指標 2

国民健康保険被保険者における
後発医薬品（ジェネリック医薬
品）の使用率

85.5%
(R5)



90.0%以上
(R12)

指標 3

国民健康保険税収納率
(現年度分 + 滞納繰越分)

80.9%
(R5)



88.4%
(R12)

第2節 福祉

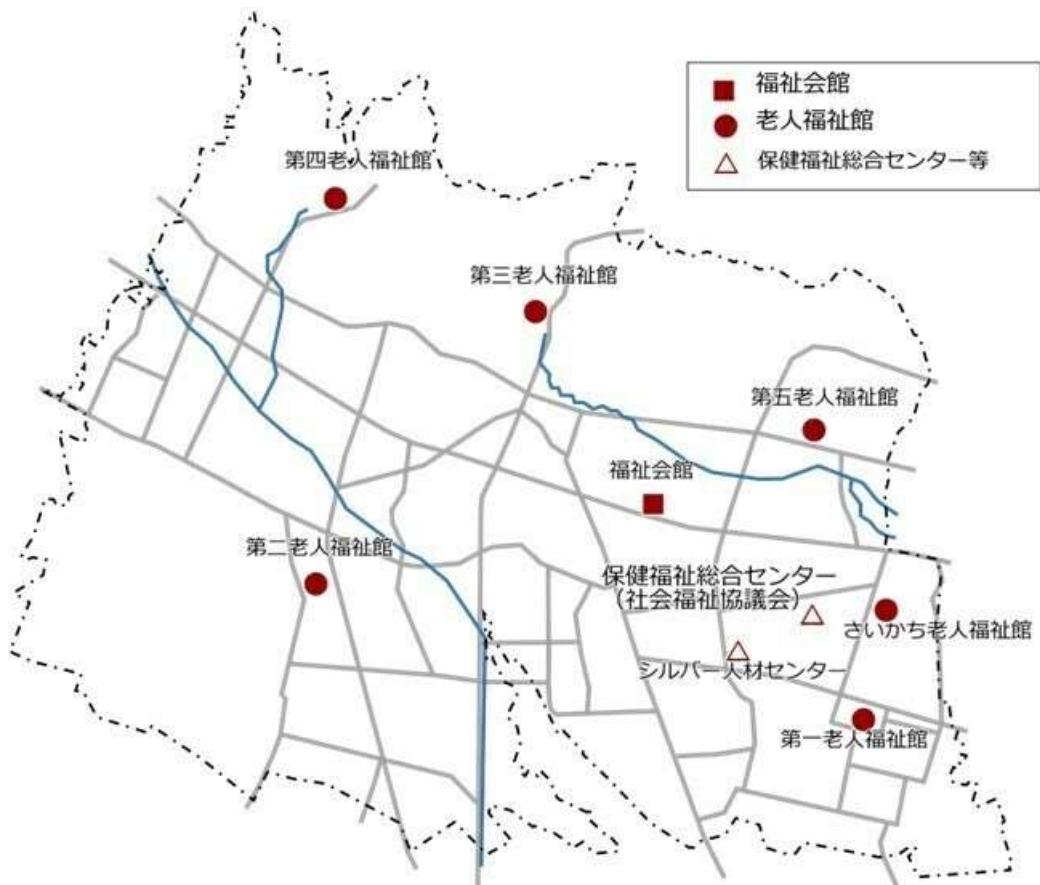
1 地域福祉



■ 現状と課題

- 近年、少子高齢化、人口減少、核家族化を背景に、人と人とのつながりがより希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなど、地域の福祉課題も複合化・複雑化しています。これらの課題全てに公的な福祉サービスのみで対応することは困難な状況となっています。
- 一方で、事業者をはじめ、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会やボランティア団体など、福祉向上のために地域を基盤とした活動を行う既存の社会資源や担い手は、当該団体等の加入者の減少や高齢化によって活動の継続が困難になるなどの課題を抱えており、地域の中での住民同士のつながりを再構築するなどし、新たな担い手の創出が喫緊の課題となっています。
- このような状況の中で、市民の地域での暮らしを支えるためには、公的な福祉サービスとして、複合的な課題を抱え支援を必要とする人が、一つの窓口でワンストップに相談できるような環境の整備や、公的機関や制度によらない取組として、地域の多様な主体が自分たちでできる事を考え、共通の目標に向かって課題を解決する仕組みづくりを推進するなど、それぞれが協働する中で課題を解決する力を再構築する地域の在り方が求められています。
- これを受けて、各福祉分野の計画を包括し、横断的に連携を図る役割を担う「地域福祉計画」を策定し各種施策に取り組んでいます。
- また、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備を進め、令和8年度に重層的支援体制整備事業へ移行する予定です。
- 今後も、懸念されている本格的な人口減少や高齢化の進展や、社会経済情勢の変化の中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、近隣の人々との信頼関係に基づく協力や相互扶助に支えられながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と事業者と市が協働することによって助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。

図 2-4 福祉施設位置図

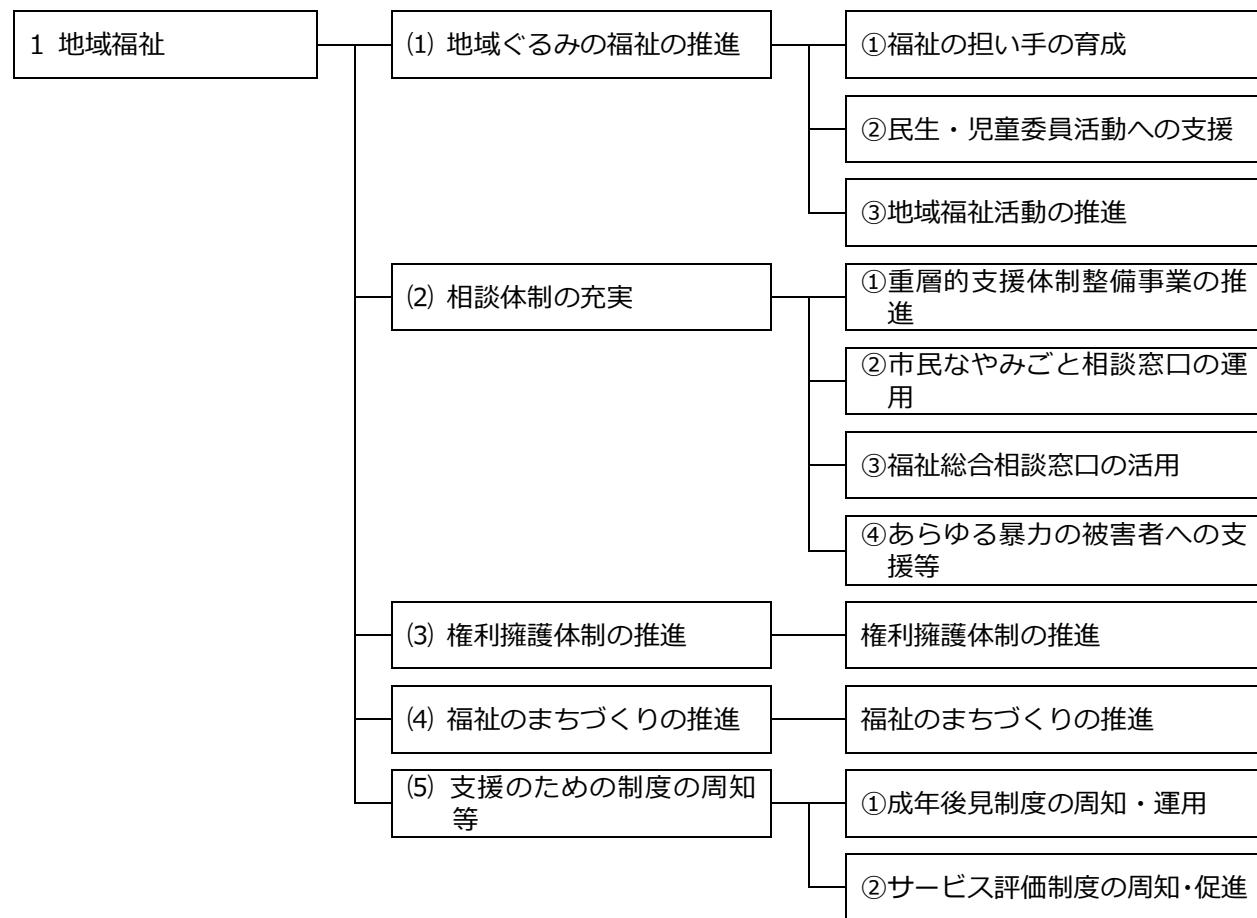


出典 福祉総務課資料

■ 基本方針

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した課題を抱える人に対して、全ての人に必要なサービスを受けてもらえるよう包括的な支援に取り組みます。

■ 施策の体系・内容



(1) 地域ぐるみの福祉の推進

① 福祉の担い手の育成

- ボランティア・市民活動センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、各種団体等と連携し、地域のニーズに応じた知識や技術を習得するための機会を設けて、ボランティアの人材育成や資質の向上を図ります。
- 民生・児童委員や福祉関係団体と連携して、地域の実情に沿った福祉活動を行えるよう、環境の整備に努めます。

② 民生・児童委員活動への支援

- 民生・児童委員活動を更に充実させるため、支援の必要な方や地域の実情を把握するため必要な情報の共有に努めます。
- 地域の人口の変化や少子・高齢化に対応した担当区域の見直しを実施したことから、効果検証を図ります。

③ 地域福祉活動の推進

- 地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携により、地域に密着した福祉活動を推進します。

(2) 相談体制の充実

① 重層的支援体制整備事業の推進

- 対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を行います。

② 市民なやみごと相談窓口の運用

- 生活困窮者を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応可能な、市民なやみごと相談窓口において、市民の抱える課題の解決に向けた支援を行い、離職者等には就労支援及び就労準備支援事業によって就労の機会を提供します。
- 生活困窮者支援のための府内体制の確立及び関係機関とのネットワークの構築を図ります。

③ 福祉総合相談窓口の活用

- 社会福祉協議会内に設置した福祉サービスの利用に関する相談、苦情対応などを行う福祉総合相談窓口の利用の促進を図ります。

④ あらゆる暴力の被害者への支援等

- あらゆる暴力の実態等に関する理解を深めるため、相談窓口等において周知カードやパンフレットを作成・配布するとともに、広報紙やホームページ、SNSなどの多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。
- 相談や関係窓口で対応する職員が、それぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう府内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。
- 子どものいる家庭などでは、直接の暴力行為でなくても心理的虐待となりうることを周知します。

(3) 権利擁護体制の推進

権利擁護体制の推進

- 判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、地域連携ネットワークの中心となる中核機関として、市民後見人の養成や法人後見の実施についてより一層推進していきます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりの推進

- 全ての市民が安全かつ快適に暮らせるよう、利用しやすい住宅の供給・確保や道路、公園等の公共施設の整備・改善に努め、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン(*)のまちづくりを推進します。

(*)ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や性別・年齢・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築や設備等のデザイン

(5) 支援のための制度の周知等

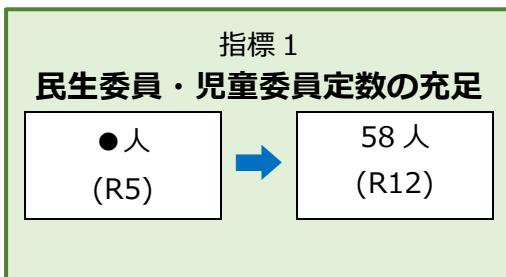
① 成年後見制度の周知・運用

- 認知症患者や知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行うとともに、申立費用や報酬の助成等の利用支援を行います。

② サービス評価制度の周知・促進

- 福祉サービス事業者の第三者評価制度の周知に努めます。
- 福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。

■ 成果指標



2 子ども・子育て支援



■ 現状と課題

- 核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等により、子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安や負担を感じる家庭は少なくありません。また、青少年が心豊かに成長するための環境も失われつつあります。子どもは未来の担い手であり、一人の人間として心も体も成長し、豊かな人間関係の中で様々な体験や学習を通して自立していくよう、地域全体が子育てに关心を持ち、地域ぐるみで子育てに取り組んでいくことが求められています。
- 職場や地域において一層の女性の活躍が期待されると同時に、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するための体制づくりや子育て支援の推進が求められています。
- 子どもへの暴力などの痛ましい事件を背景に、児童虐待防止のため関係機関と連携し、支援を受けやすい環境整備の推進が求められています。
- インターネット等の情報技術の発達やスマートフォンの普及等により、有用な情報が簡単に手に入る一方で、有害な情報に触れる機会の増加などによって、青少年が犯罪に関わってしまう例が見られます。青少年の健全育成については、地域や家庭、学校が協働で行っていくことが望されます。
- 全ての子どもと若者が健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に子ども基本法が施行されました。
- このような状況の中、本市においても令和7年3月に「武蔵村山市子ども計画」を策定し、子ども・若者と子育て家庭への支援を総合的に推進しています。
- 今後も子育てや子どもの発達に関する不安・悩みの相談、多様な保育サービスの展開と地域ぐるみの子育て支援、子育てに関する経済的負担の軽減などについて適切に対応する必要があります。
- 子育て家庭を包括的に支援するため、子ども家庭支援センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、切れ目のない総合的な支援を行っています。
- あわせて、社会環境の健全化を図りつつ、青少年の健全な育成を支援する体制を整備・充実するためには、地域住民や関係機関が連携して健全な青少年の育成に取り組んでいくことが重要です。

図2-5 保育所及び幼稚園位置図

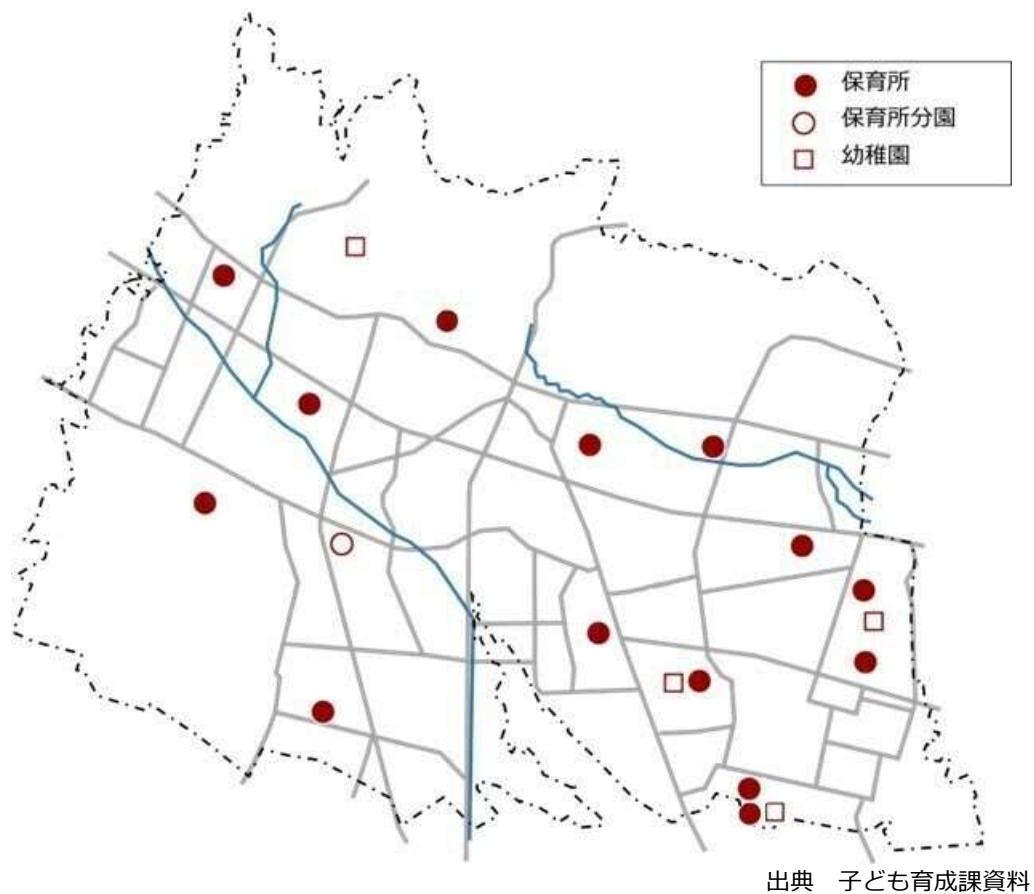
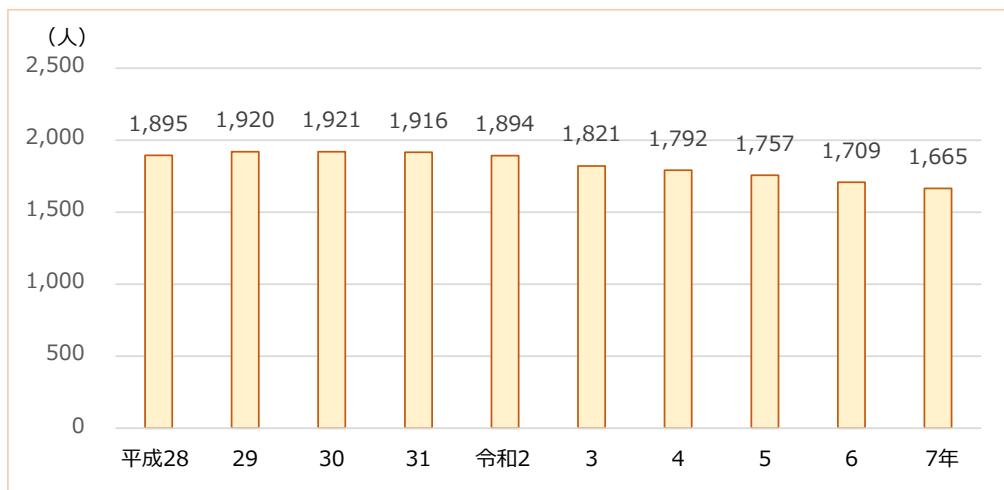


図2-6 保育所入所児童数の推移

(各年4月1日現在)



出典 子ども育成課資料

表2-3 入所待機児童数の推移

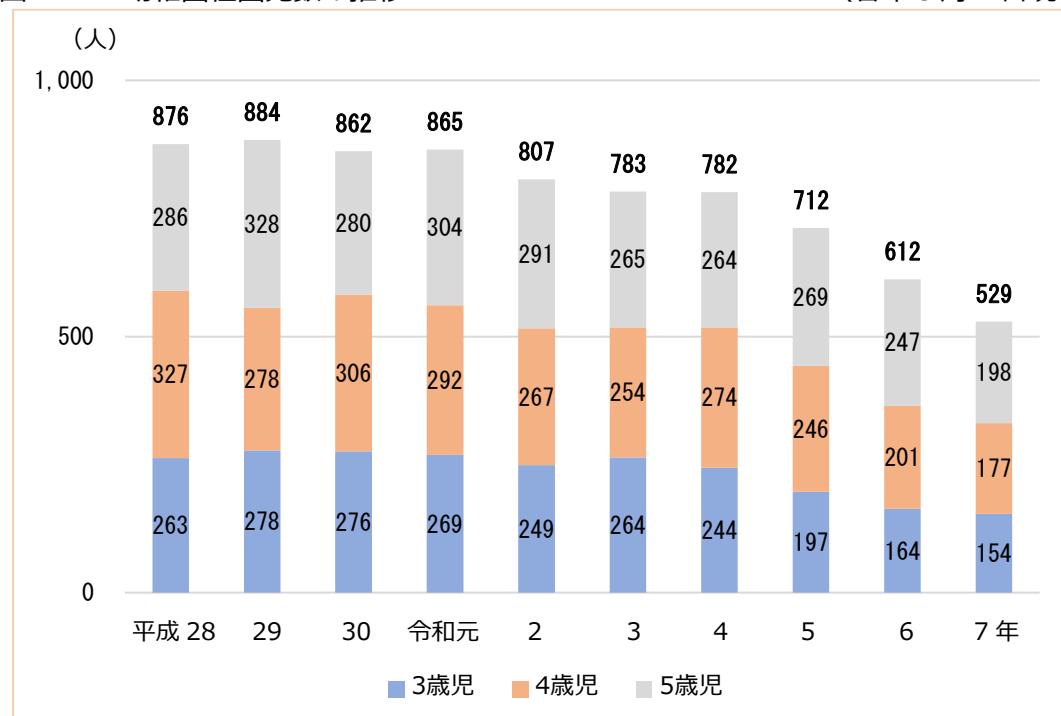
(各年4月1日現在、単位：人)

	令和3	4	5	6	7年
入所待機児童数 (旧定義)	37	12	19	21	18

(注)旧定義とは、定員不足などにより、希望の保育所に入所できない児童の人数

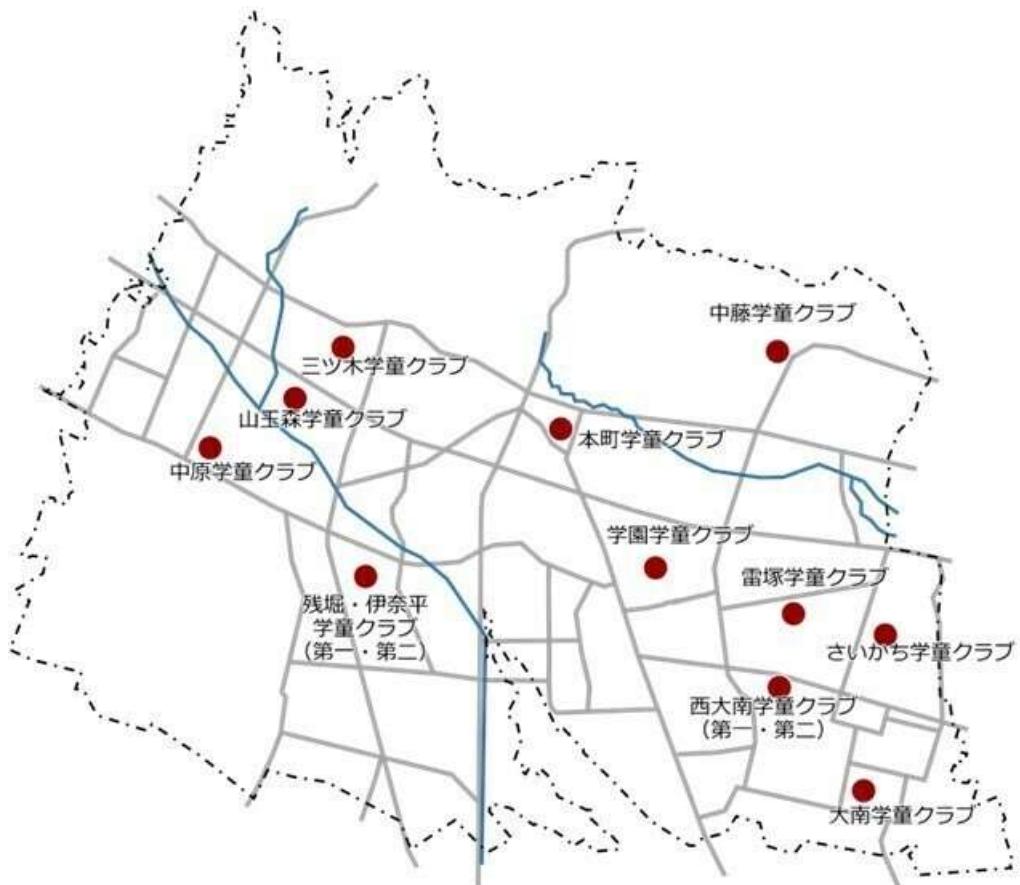
出典 子ども育成課資料

図 2-7 幼稚園在園児数の推移 (各年 5月 1日現在)



出典 子ども育成課資料

図 2-8 学童クラブ位置図



出典 子ども育成課資料

表2-4 学童クラブの利用状況

(令和6年度実績)

施設名	定員 (人)	年度末入所者数 (人)	支援日数 (日)	1日平均人数 (人)
さいかち学童クラブ	40	25	292	16.3
雷塚学童クラブ	50	47	292	26.7
大南学童クラブ	65	72	292	43.3
山王森学童クラブ	45	23	292	12.7
中藤学童クラブ	70	65	292	44.4
残堀・伊奈平学童クラブ第一	45	39	292	28.8
残堀・伊奈平学童クラブ第二	50	41	292	28.2
三ツ木学童クラブ	60	44	292	24.8
西大南学童クラブ第一	40	21	292	12.3
西大南学童クラブ第二	70	95	292	57.9
中原学童クラブ	60	52	292	34.5
学園学童クラブ	50	56	292	34.1
本町学童クラブ	65	73	292	42.5
合計	710	653	3,796	406.5

出典 子ども育成課資料

表2-5 放課後子供教室の利用状況

(令和6年度実績)

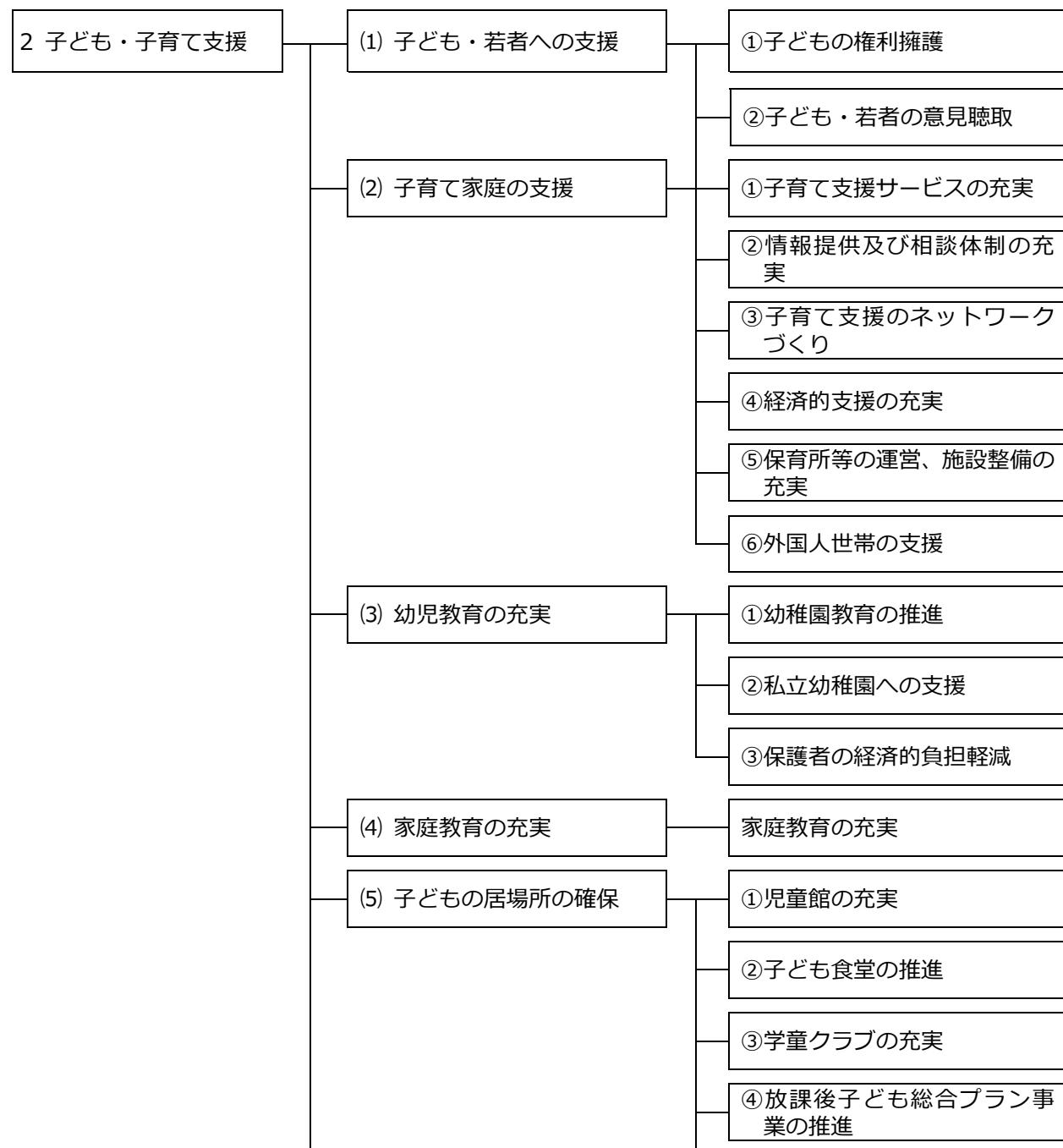
実施場所	延べ利用者数 (人)	実施日数 (日)	1日平均人数 (人)
第一小学校	5,541	186	29.8
第二小学校	4,178	186	22.5
第三小学校	2,175	186	11.7
村山学園	2,205	185	11.9
大南学園	7,110	186	38.2
第八小学校	6,574	185	35.5
第九小学校	3,355	180	18.6
第十小学校	2,049	171	12.0
雷塚小学校	2,354	186	12.7
合計	35,541	1,651	192.9

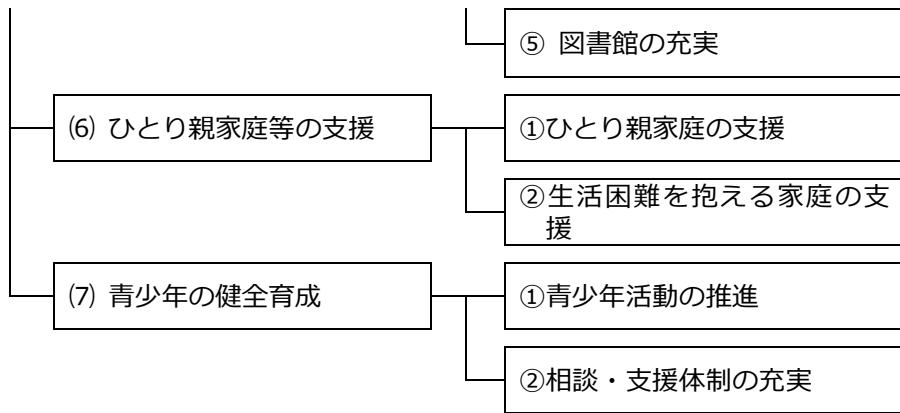
出典 文化振興課資料

■ 基本方針

- 保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、質の高い教育・保育の提供や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。
- 子ども家庭センターにおいて、全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関する切れ目のない支援を行います。
- 家庭、学校や行政が連携し、地域全体できめ細かな教育の充実を図り、子どもたちの健やかな成長を育みます。

■ 施策の体系・内容





(1) 子ども・若者への支援

① 子どもの権利擁護

- 子ども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨や内容について、広報・啓発を行い、全ての子どもと若者が健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進します。

② 子ども・若者の意見聴取

- これからの本市を担う子ども・若者の意見を施策や事業に反映させるため、子ども・若者の意見聴取を行います。
- 子ども・若者の意見聴取に当たっては、様々な手段により多様な意見を聞くことができるよう、子ども・若者が意見を伝えやすい方法について検討します。

(2) 子育て家庭の支援

① 子育て支援サービスの充実

- 子ども家庭センターにおいて、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援します。
- 全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。
- 就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等による保育ニーズに対応するため、保育所の定員枠の拡大、休日保育、延長保育、一時預かり、ベビーシッター利用支援事業など多様な保育サービスの量と質の充実に努めます。
- 障害のある児童の入所を促進するため、各保育所における受入対策を支援するとともに、配慮を要する児童については、相談員が保育所職員等に専門的見地から助言などを行います。
- 子ども家庭センター及び市内4か所の地域子育て支援拠点を活用して各種相談機能を強化し、子育てサークルづくりなどの保護者同士の交流を促進します。
- 仕事と育児の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センターを拠点として子育て支援の充実に努めます。
- 保護者の就労の有無にかかわらず、0～2歳の未就園児が保育施設を利用することができるこども誰でも通園制度や多様な他者との関わりの機会の創出事業を行います。

② 情報提供及び相談体制の充実

- スマートフォンで気軽に子育て支援サービスや子育て事業、予防接種スケジュール等の確認ができ、多言語にも対応した子ども・子育て応援ナビの利用促進を図ります。
- また、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供等を行います。

③ 子育て支援のネットワークづくり

- 子ども家庭センター、健やかひろば及び地域子育て支援拠点を活用して、乳幼児とその保護者等が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。

④ 経済的支援の充実

- 国や東京都との連携により、手当の支給や子どもの医療費の助成を推進します。
- 多子世帯や認可外保育施設を利用する保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、保育料の助成を行います。

⑤ 保育所等の運営、施設整備の充実

- 保育の場の選択肢を増やすため、認定こども園や地域型保育の事業者に施設型給付費等の支給を行います。
- 民間保育所における入所児童の処遇向上を図るため、運営費などの助成を行います。
- 社会経済状況の変化、乳幼児数の推移、市民の保育ニーズ等を的確に把握し、待機児童解消等の総合的な視点から保育所の整備に努めるとともに、認証保育所の保育水準の維持向上を図るため、運営費などの助成を行います。
- 保育士を確保するため、保育士の資格取得を支援し、保育従事職員の働きやすい環境の整備に努めます。
- 専門的な知見や豊富な実践経験を有する支援者を配置し、保育の質の向上に努めます。

⑥ 外国人世帯の支援

- 國際化の進展に伴い、外国人世帯に関する子どもの増加が見込まれることから、教育・保育等のサービスを円滑に利用できるよう外国語対応等に努めます。

(3) 幼児教育の充実

① 幼稚園教育の推進

- 幼稚園や認定こども園に施設型給付費の支給を行います。
- 教育時間の前後や長期休業期間における幼稚園の園児等の一時預かり事業を実施します。

② 私立幼稚園への支援

- 配慮を要する園児については、相談員が幼稚園職員等に専門的見地から助言などを行います。

③ 保護者の経済的負担軽減

- 私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、補助金の交付を行います。

(4) 家庭教育の充実

家庭教育の充実

- 保護者と子どもの基本的な信頼関係の形成を促進するため、講演会、講座等の家庭教育講座を開催し、家庭教育の支援を行います。
- 家庭・学校・地域の連携を図り幼少期から高齢期までのだれもがいきいきと健やかに暮らせる学習施策を推進します。

(5) 子どもの居場所の確保

① 児童館の充実

- 子ども同士のふれあいの中から協調性や想像力が育まれるよう、児童館の周知に努め利用拡大を図るとともに、事業内容の充実に取り組みます。
- 主に午前中の利用者が比較的少ない時間帯を利用し、乳幼児とその保護者に交流の場を提供し、居場所づくりと子育て世代の負担軽減等を推進します。
- 中高校生を含めた子どもの居場所づくりの検討・推進を行っていきます。

② 子ども食堂の推進

- 民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。

③ 学童クラブの充実

- ICTを活用し登降所管理システムの運用や学校休業日における昼食提供事業を行い、安心・安全に日々の育成支援を充実させるとともに、保護者の負担軽減を図ります。
- 障害のある児童も学童クラブを安心して利用できる環境の構築を図ります。

④ 放課後児童対策パッケージの推進

- 小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実や地域住民との交流活動の促進等に取り組みます。
- また、放課後や長期休業中など学校図書館を活用した子どもたちの居場所づくりを検討します。
- 学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、学童クラブ及び放課後子供教室の連携型・校内交流型の推進に努めます。
- 放課後だけでなく、「朝の小1の壁」についても対策を検討します。

⑤ 図書館の充実

- 学習スペースの確保など中高校生を含めた子どもの居場所づくりの検討・推進を行っていきます。

(6) ひとり親家庭等の支援

① ひとり親家庭の支援

- 子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防、早期の発見・対策、アフターケア等の支援を実施し、きめ細かな対応に努めます。
- 保護者の疾病時等の家事などを援助するため、ホームヘルプサービスを実施します。

② 生活困難を抱える家庭の支援

- 国や東京都との連携により、児童扶養手当等を支給するとともに、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。
- あわせて、母子・父子福祉資金や女性福祉資金の貸付けを行います。

(7) 青少年の健全育成

① 青少年活動の推進

- 地域社会における青少年の健全育成を図るため、青少年対策地区委員会の活動を支援します。
- 青少年を取り巻く社会環境をより良いものとするため、国や東京都と連携して広報啓発活動等を実施し、明るい環境づくりに努めます。
- 青少年が自然に親しみながら、主体性を身に付ける場としての屋外体験学習施設の活用に努めます。

② 相談・支援体制の充実

- 悩みや不安を抱える若者に対する支援体制の充実に努めます。

■ 成果指標



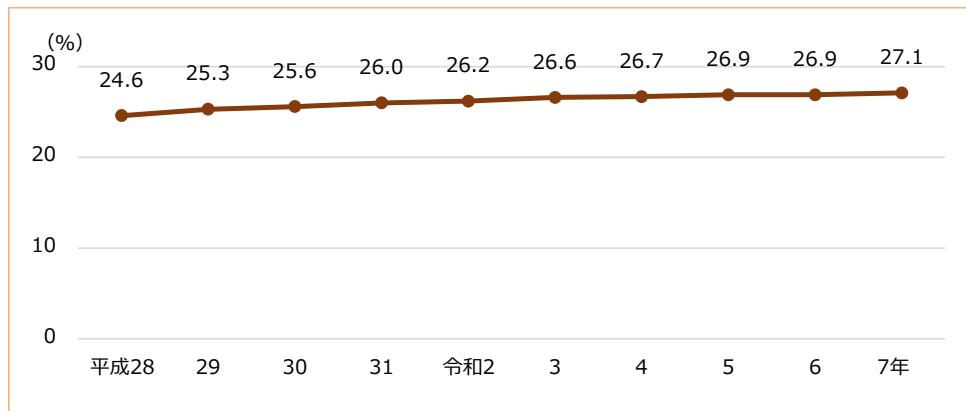
3 高齢者福祉



■ 現状と課題

- 本市の高齢化率は上昇傾向にあり、今後、更に上昇することが見込まれます（図 2-9 参照）。
- 核家族化についても進展しており、中でも高齢者の一人暮らし世帯や、二人以上の高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。本市では、高齢者のいる世帯のうち、高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯が 5 割を超えていいます。
- 令和 7 年 3 月末現在の要支援・要介護認定者（図 2-10 参照）は 3,496 人で、介護給付サービスの利用者（要介護 1～5）は 2,458 人、予防給付サービスの利用者（要支援 1,2）は 1,038 人となっています。
- 高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者や高齢者の生活支援の需要の増加が予想される中、在宅の高齢者を抱える家庭の負担は、今後さらに増加することが見込まれ、増加傾向にある介護需要に対応するため、事業者による介護人材の確保に向けた取組の支援を強化する必要があります。
- このような状況を踏まえ、高齢者が要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう様々な介護予防事業を推進しています。
- 今後も、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、市と地域包括支援センターが中心となり、地域や行政による医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進が求められています。
- 高齢化率の更なる上昇が見込まれている中、高齢者が健康を維持し、生きがいを持って暮らせるような取組が求められています。

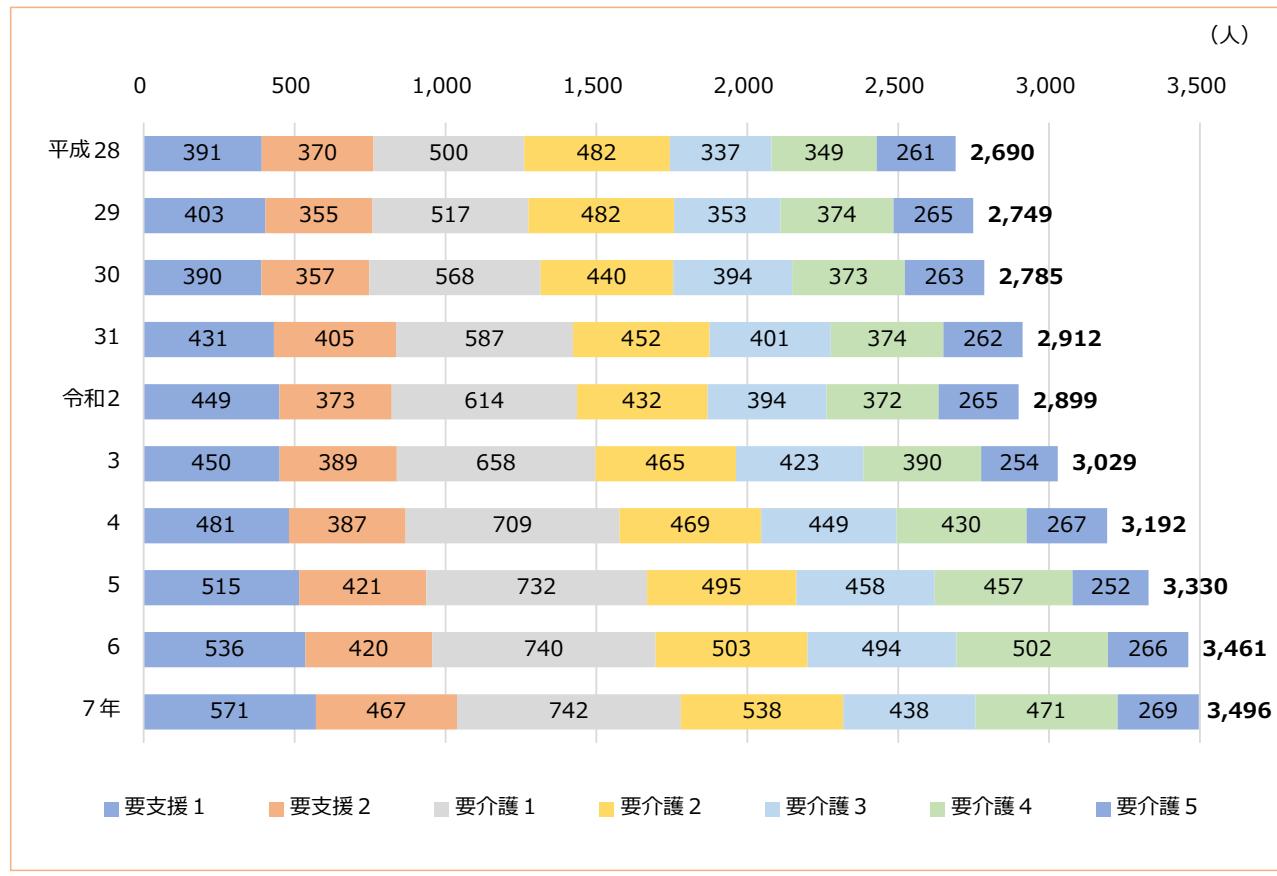
図 2-9 高齢者（65 歳以上）人口比率の推移 （各年 1 月 1 日現在）



出典 高齢福祉課資料

図2-10 要介護認定者数の推移

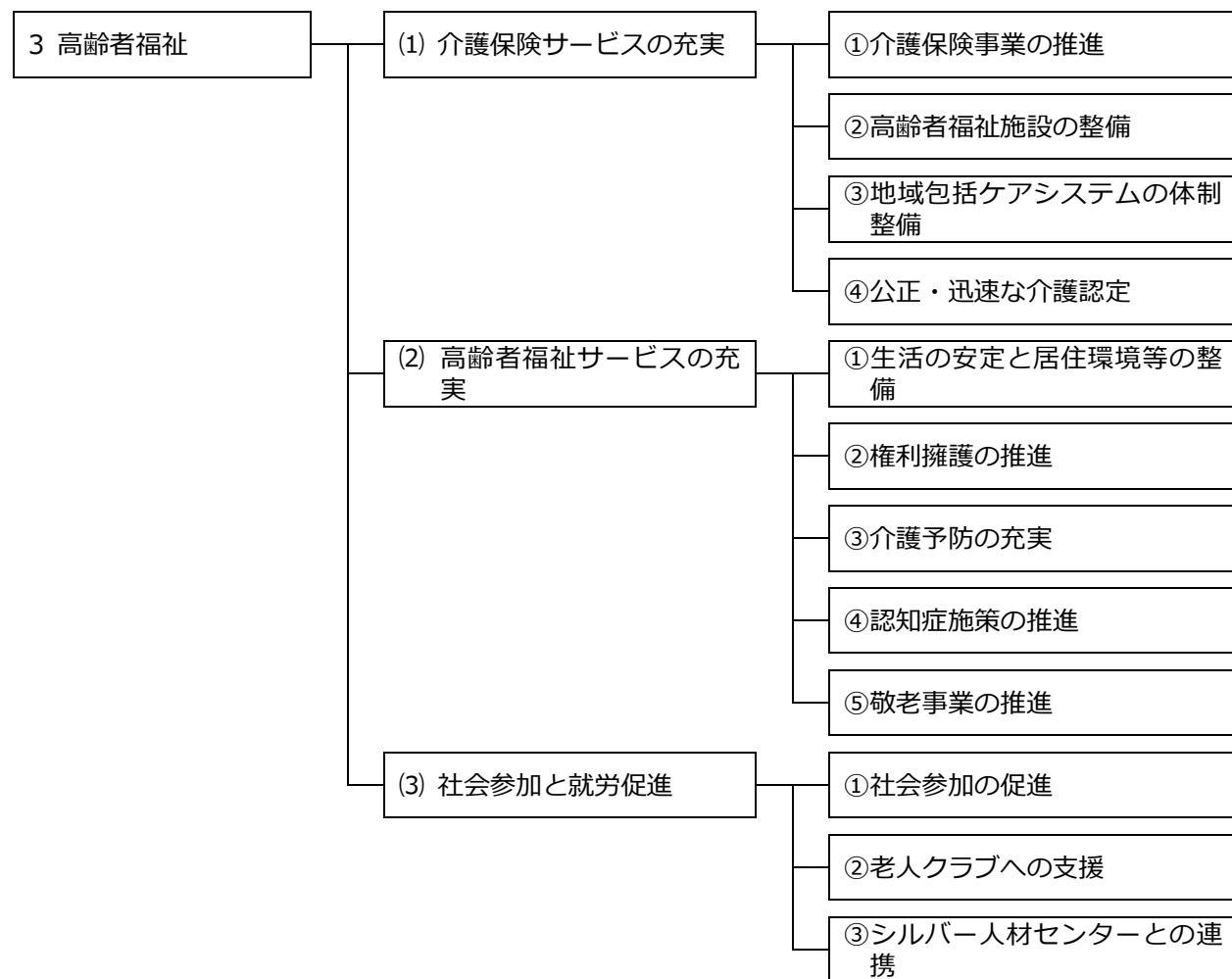
(各年3月31日現在)



■ 基本方針

- 高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、高齢者が元気で生きがいを持った生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

■ 施策の体系・内容



(1) 介護保険サービスの充実

① 介護保険事業の推進

- 全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく豊かな生活を送れるよう、相談窓口の整備や在宅等での生活の支援に努めます。
- 地域における医療・介護の関係機関が連携し、在宅医療・介護サービスを一体的に提供していきます。
- 介護サービス利用者の増加に対応できるよう介護人材の確保にも努めます。

② 高齢者福祉施設の整備

- 在宅での介護が困難な高齢者が、身近な施設を利用できるよう特別養護老人ホーム等の入居希望者の状況把握に努めるとともに、民間活力を導入しながら、老人福祉施設の整備を促進します。
- 社会的援護を必要とする高齢者の増加に伴い、可能な限り住み慣れた自宅や地域の中で生活ができるよう地域密着型サービスの充実を図ります。

③ 地域包括ケアシステムの体制整備

- 高齢者が住み慣れた地域での生活を持続していくよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。
- 生活支援体制の整備に当たっては、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域ニーズの把握や既存資源を活用したサービス開発を行い、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。

④ 公正・迅速な介護認定

- 介護認定審査会委員や認定調査員の研修等により適切な人材を確保し、合議体ごとの審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会を効率的かつ適正に運営し、公正・迅速な判定が行われるよう努めます。

(2) 高齢者福祉サービスの充実**① 生活の安定と居住環境等の整備**

- 高齢者の積極的な地域活動等への参加を促進するため、高齢者の特性に配慮した道路、公園、公共施設の改善・整備を促進します。
- 生活援助員による生活相談や安否確認、一時家事援助、緊急時の対応などの日常生活援助サービスを備えた、高齢者向け賃貸住宅（シルバーピア）の適正な運営に努めます。

② 権利擁護の推進

- 認知症の高齢者、要支援・要介護者等が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進を図ります。

③ 介護予防の充実

- 高齢者が抱える閉じこもりや鬱、孤立感等の解消に資する様々な介護予防事業を推進し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう努めます。

④ 認知症施策の推進

- 認知症に対する正しい知識の普及啓発を行い、本人・家族に対する理解を深め、地域での支え合いの体制づくりを推進します。
- 高齢者が、認知症や認知機能の障害に早く気づき、早期に診断や支援を受けることができる体制の整備を推進します。
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる共生社会を実現するため、認知症の人や家族の視点を重視しながら、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

⑤ 敬老事業の推進

- 敬老会の開催や長寿の祝賀呈等を通して、敬老事業を推進します。

(3) 社会参加と就労促進

① 社会参加の促進

- 高齢者が地域社会の中で経験と知識を生かし、生きがいをもって社会参加できるよう、地域において世代間交流等の多様な交流の場・機会づくりの推進に努めます。
- 地域の身近な通いの場であるお互いさまサロンや、福祉会館、老人福祉館等を拠点として、学習、娯楽、交流の促進と市民講座や講習会等を開催し、高齢者のふれあいの場の充実を図ります。
- 高齢者のふれあいの場を確保するため、福祉会館や老人福祉館の適切な管理及び整備に努めます。
- ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することにより、高齢者の健康で生きがいのある暮らしづくりに努めます。

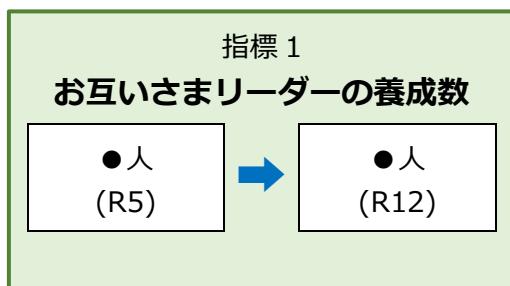
② 老人クラブへの支援

- 高齢者が相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどを図ることができるよう、老人クラブ活動を支援し、活動の活性化を促進します。

③ シルバー人材センターとの連携

- 高齢者の働く拠点として、シルバーワークプラザを活用し、就労分野の拡大を図るなど、シルバー人材センターと連携し活動の充実に努めます。

■ 成果指標



4 障害者福祉



■ 現状と課題

- 本市における身体障害者手帳の所持者は、令和6年10月1日現在で、2,237人となっており、令和2年度から136人減少しています。障害別では肢体不自由が1,034人と最も多く、障害程度別では1級が36.6%、続いて4級が23.2%を占めています。知的障害者（愛の手帳所持者）は672人で、令和2年度から83人増加しており、障害程度では4度が最も多く58.2%を占めています。精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は833人で、令和2年度から192人増加しており、障害程度では2級が最も多く52.2%を占めています（表2-6、図2-11参照）。
- 近年、障害者福祉を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障害のある人のニーズが大きく変化しています。
- 平成25年に障害者総合支援法が施行され、その基本理念に基づき、障害のある人に対する支援や福祉サービスの提供体制の確保などの障害者施策の充実が図られ、サービス費用が増大しています。また、平成28年の一部改正では、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」・「就労」・「相談」の一層の充実を図ることが示されています。
- 平成28年には障害者差別解消法が施行され、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができる地域社会を目指すため、より一層、障害者の有する権利の実現に向けた取組の推進を図ることが示されています。また、令和3年の一部改正では、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、障害のある人と事業者等が対話を重ねて相互に理解するとともに、社会的なバリアを取り除くための対応を共に検討していくことの重要性が示されています。
- 今後も、障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりや支え合い、ともに生きるまちづくりの実現を目指して、更なる施策の充実を図る必要があります。

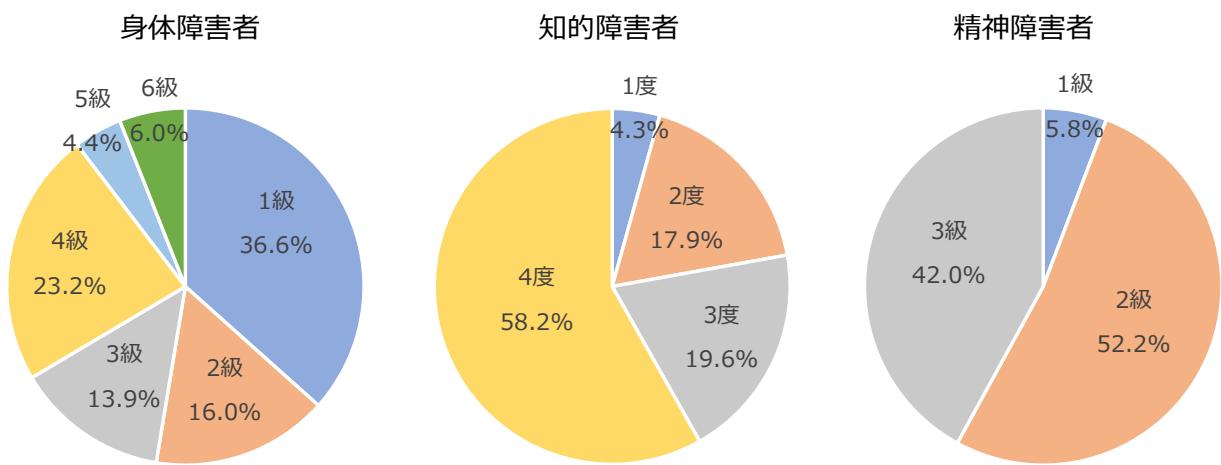
表2-6 障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）（各年10月1日現在、単位：人）

年 次	身体障害者 合計						知的障害者 (手帳所持者) 合計	精神障害者 (手帳所持者) 合計
		視覚 障害	聴覚等 障害	音声等 障害	肢体 不自由	内部 障害		
令和2	2,373	1,253	150	25	228	717	589	641
3	2,297	1,105	157	26	234	775	615	667
4	2,292	1,090	152	25	233	792	625	715
5	2,272	1,067	147	24	243	791	647	737
6年	2,237	1,034	142	22	233	806	672	833

出典 障害福祉課資料

図 2-11 障害者（児）程度割合

（令和 6 年 10 月 1 日現在）

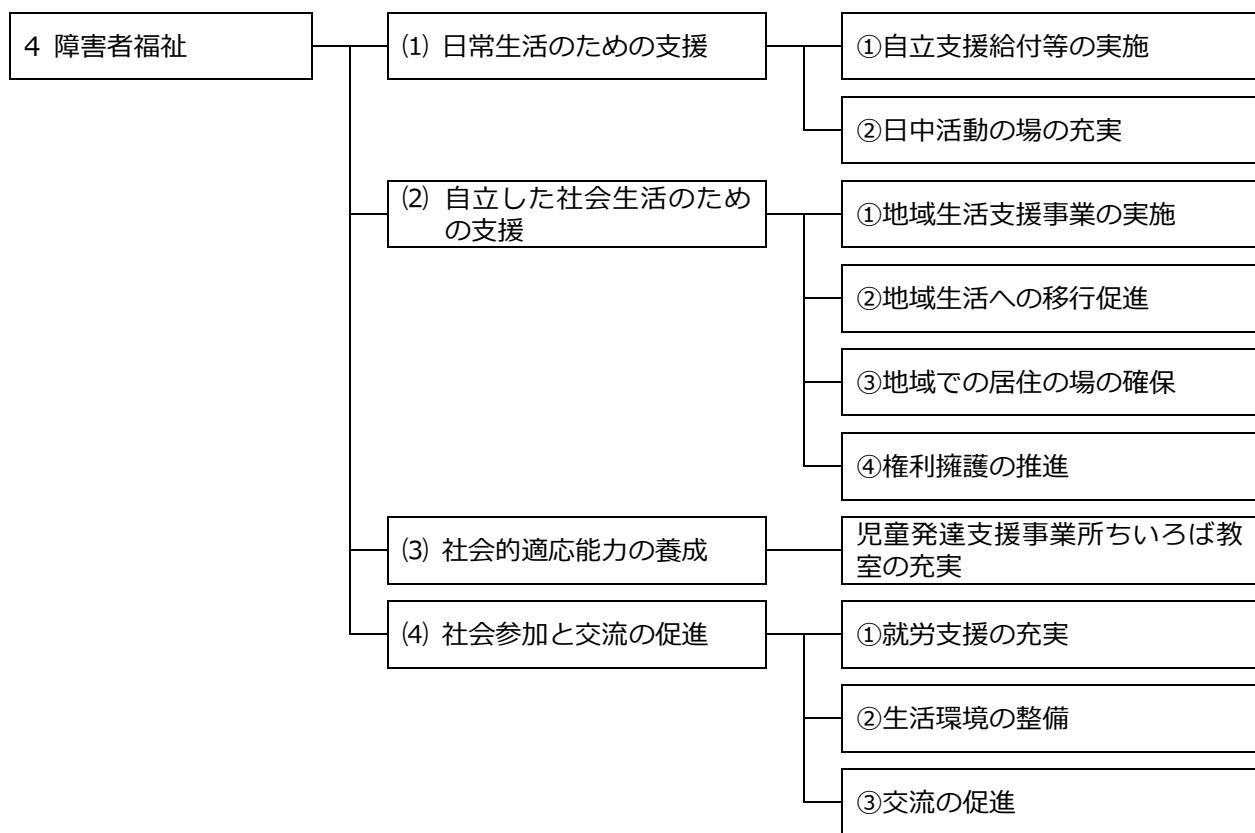


出典 障害福祉課資料

■ 基本方針

- 障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりに努めるとともに、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 日常生活のための支援

① 自立支援給付等の実施

- 在宅での支援が必要な人に対しては、その生活がより充実したものとなるよう、ヘルパーによる居宅介護や短期入所等のサービス受給のための支援に努めます。
- 施設での支援が必要な人に対しては、障害種別や程度に応じた通所、入所支援のほか、地域生活において安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を図りつつグループホームの利用支援に努めます。
- 就労、自立を希望する人に対しては、訓練等給付のほか、障害者就労支援センターを通じての支援に努めます。

② 日中活動の場の充実

- 障害のある人に対して、日中活動が可能な場を提供するため、就労移行支援、就労継続支援A型、B型などの訓練等給付費の支給、支援を行います。

(2) 自立した社会生活のための支援

① 地域生活支援事業の実施

- 障害のある人が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターの利用、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域生活において必要なサービスの充実に努めます。

② 地域生活への移行促進

- 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者や退院可能とされる精神障害者に対して、グループホームの入所支援等、地域生活への移行促進に努めます。

③ 地域での居住の場の確保

- 障害のある人の生活援助を行う、身体障害者、知的障害者及び精神障害者グループホームについて、民間活力を導入した整備を促進します。

④ 権利擁護の推進

- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。
- 地域のネットワークや相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応に努めます。
- 障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができるよう、必要となる制度の周知に努め、障害者への差別解消や障害特性の理解促進を図ります。

(3) 社会的適応能力の養成

児童発達支援事業所ちいしば教室の充実

- 児童福祉法に基づく事業運営に取り組みます。
- サービスの提供に当たっては個別支援計画を作成し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適応できるよう適切な児童発達支援等の充実に努めます。

(4) 社会参加と交流の促進

① 就労支援の充実

- 障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができるよう就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進に努めます。
- 障害のある人が収入を増加することができるよう、施策の検討を進めます。

② 生活環境の整備

- 障害のある人の特性に配慮した道路、公園、公共的な建物や民間施設の改善・整備を促進し、障害のある人の社会参加に向けた環境等の整備に努めます。

③ 交流の促進

- 市や地域の行事をはじめ、障害のある人を対象としたスポーツ教室や特別支援学校と市内小・中学校の交流等を通じ、障害のある人もない人も、社会の一員として相互に尊重し支え合いながら、ともに生活していくことができる地域社会づくりを目指します。

■ 成果指標

指標 1

地域生活移行者数

1人
(R5)



8人以上
(R12)

指標 2

一般就労移行者数

24人/年
(R5)



55人/年
(R12)

指標 3

就労移行支援利用者数

28人/年
(R5)



32人/年
(R12)

5 生活支援

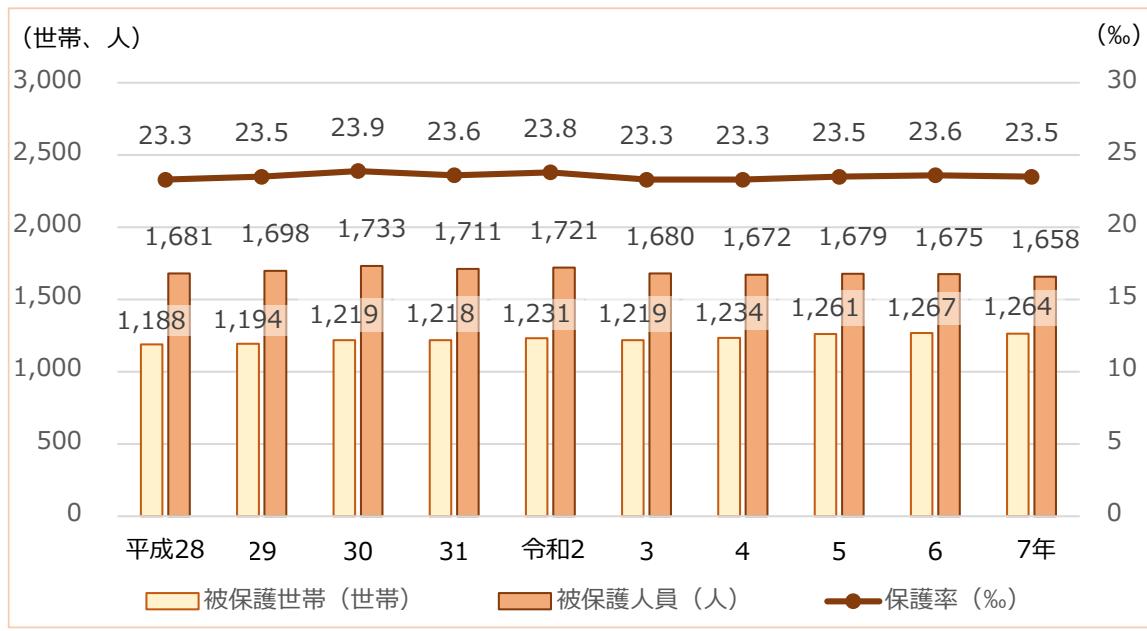


■ 現状と課題

- 生活保護制度は、昭和 25 年に施行されて以来の大改正が平成 26 年に行われ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えは維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳格な対処、医療扶助の適正化などの内容について改正がされています。
- また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が始まり、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化が図られています。
- さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、東京都は「東京都子供・子育て支援総合計画（第 2 期）」を策定しました。
- 本市における生活保護の状況について、被保護世帯は増加傾向にあるものの、被保護人員は平成 30 年をピークに減少傾向が見られます（図 2-12 参照）。しかしながら、物価高騰などの社会情勢を背景に、今後、生活に困窮する方が増加するおそれがあります。
- 一方、生活保護受給者及び生活困窮者の抱える課題は、経済的困窮を始めとして、就労、病気、住まいや債務に係る問題など多岐にわたり、複雑かつ多様化しています。
- このような状況の中、本市では市民が抱える複合的な課題に対し、円滑な対応と相談者の負担軽減を図るため、ワンストップ型の相談窓口として市民なやみごと相談窓口を設置し、相談体制の充実や離職者等に対する就労支援に取り組んでいます。
- 今後も、国や社会経済情勢の動きを注視し、関係機関との連携により、生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けた更なる支援体制を充実させるとともに、令和 7 年に策定した「武蔵村山市子ども計画」に基づき、支援が必要な子どもたちが取り残されないよう努める必要があります。

図 2-12 生活保護の推移

（各年 1 月 1 日現在）

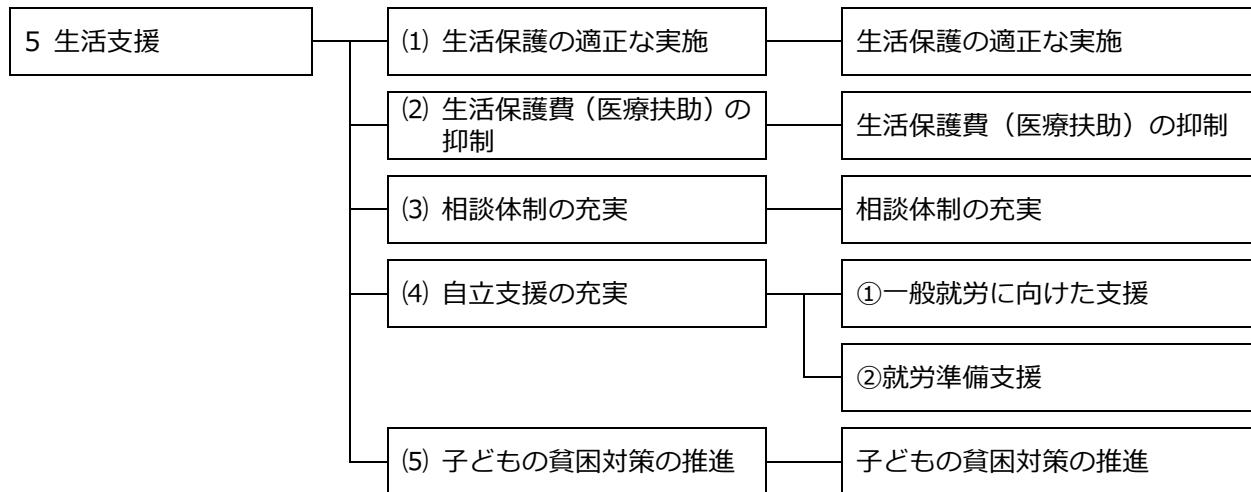


出典 生活福祉課資料

■ 基本方針

- 生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図り、自立に向けた支援に取り組み、早期に困窮状態から脱却できるよう支援します。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、生活支援、教育支援、経済支援等の各種支援が必要とする全ての子どもに届くよう総合的に取り組みます。

■ 施策の体系・内容



(1) 生活保護の適正な実施

生活保護の適正な実施

- 生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、適正な保護の実施と不正受給の防止等を図るため、ケースワーカーによる戸別訪問及び日常生活支援を更に充実します。

(2) 生活保護費（医療扶助）の抑制

生活保護費（医療扶助）の抑制

- 後発医薬品の使用促進や被保護者健康管理支援事業の実施等により、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。

(3) 相談体制の充実

相談体制の充実

- 生活保護受給者及び生活困窮者の様々な相談に対して、問題解決の支援を図ります。

(4) 自立支援の充実

① 一般就労に向けた支援

- 生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援するため、稼働年齢層にある人の能力や就労阻害要因等の状況を把握し、就労が可能な人に対しては、就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携しながら就労の支援・促進に努めます。

② 就労準備支援

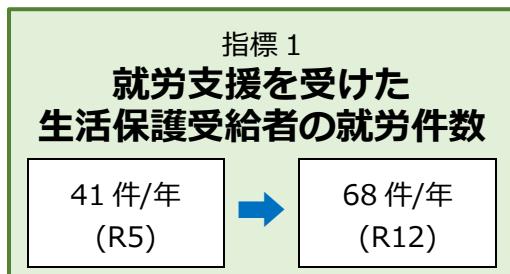
- 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているといった様々な理由により、直ちに就労することが困難な生活保護受給者及び生活困窮者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫した支援を行います。

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策の推進

- 子育てや教育に関する経済的な支援を引き続き実施するとともに、生活が困難な状況にある世帯や生活保護受給世帯の自立に向けて、就労支援などの適切な支援に取り組みます。
- 子どもに関わる貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど多様かつ複雑な相談に対し、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見に努め、必要な支援につなげていきます。

■ 成果指標



第3節 暮らし

1 消費生活



■ 現状と課題

- 近年、デジタル化や高齢化、国際化はますます進展し、消費者を取り巻く環境は、大きく変化しています。
- 特に、オンライン取引の増加やA I技術の利活用といったデジタル化の進展は、消費者の利便性の向上につながる一方で、消費者にとって不利益で不公正な取引につながる可能性があることが示されています。
- そのため、消費者相談の実施や消費生活展の開催等を通じて、情報提供や被害防止に向けた啓発を充実する必要があります（表2-7参照）。

表2-7 消費生活相談の実施内容

（令和7年4月1日現在）

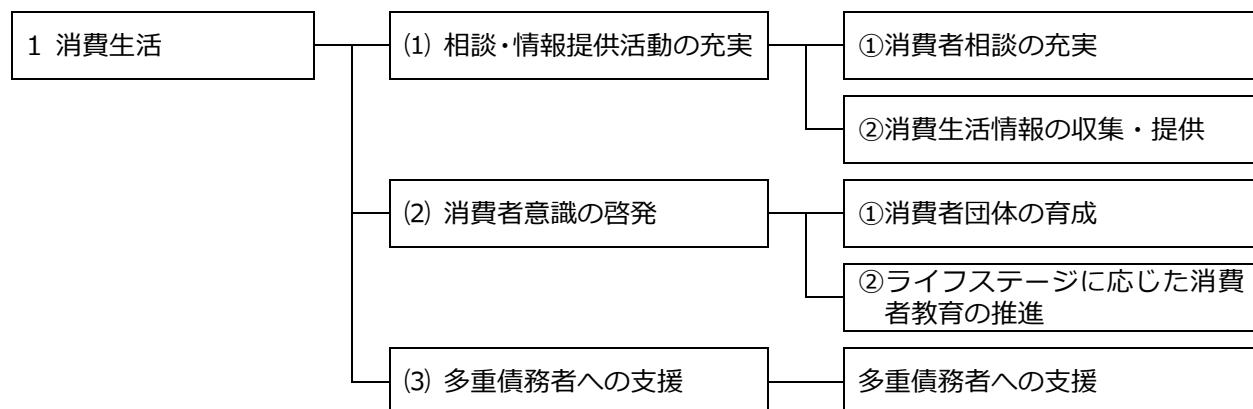
相談名	実施回数	相談員	対象	内容
消費生活相談	週5回 (月・水・木・金曜日 は市役所1階、火曜日 は緑が丘出張所)	消費生活専門相談員・消費生活相談員・消費生活コンサルタント	市内在住・在勤・在学の方	訪問販売、通信販売、不正な請求、購入製品の欠陥による事故等、消費生活全般に関する相談

出典 協働推進課資料

■ 基本方針

- 市民が安全で豊かな消費生活が送れるよう積極的な情報提供や相談体制の充実、詐欺などの被害防止に向けた啓発等の取組を推進するとともに、多重債務等の消費に係る問題を抱えた方への支援に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 相談・情報提供活動の充実

① 消費者相談の充実

- 個人のプライバシーに配慮しながら、国民生活センターや東京都消費生活総合センター等の関係機関との連携を強化し、市民の多種多様な相談に対応できるよう、消費者相談の充実を図ります。

② 消費生活情報の収集・提供

- 商品・サービスの質や販売方法など、消費生活情報の収集、提供体制を強化します。

(2) 消費者意識の啓発

① 消費者団体の育成

- 消費者団体の活動をより充実するため、多様な消費者団体の組織化や活動の支援を行い、消費者自身が主体的に活動できる場を提供します。

② ライフステージに応じた消費者教育の推進

- 対象者の年齢や特性に応じて消費者講座を開催するなど、ライフステージに応じた消費者教育の推進に努めます。
- 特に、若者や高齢者の消費者被害を防止するため、地域と連携して見守り活動などを実施します。

(3) 多重債務者への支援

多重債務者への支援

- 関係機関と連携し、生活困難な状況にある多重債務者に対する相談等を実施します。

■ 成果指標

指標 1

消費者教育講座の参加者数

543 人/年
(R5)

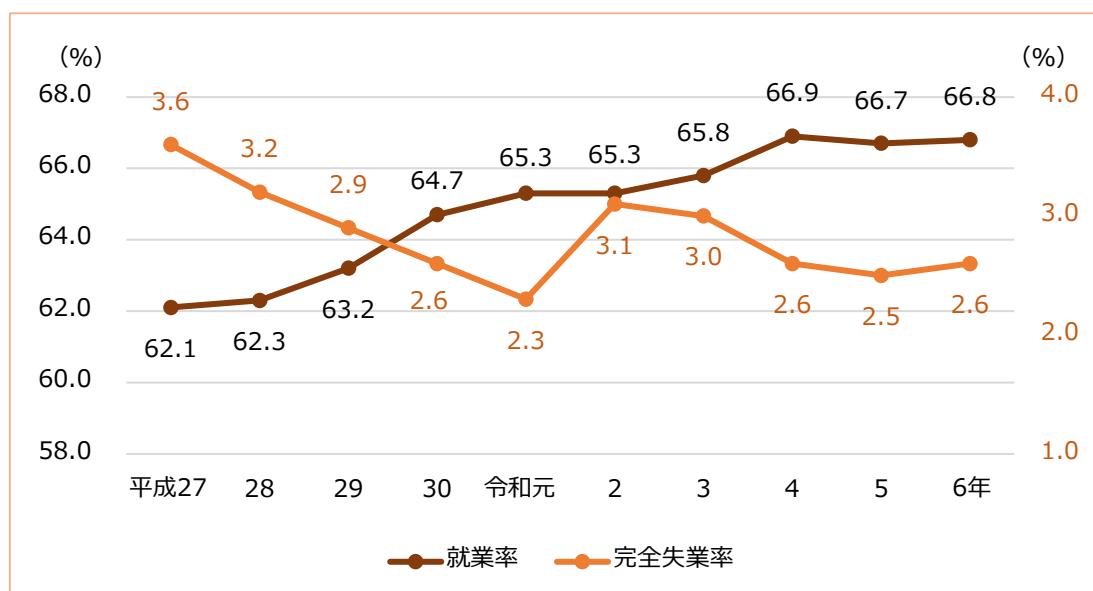


50 人/年
(R12)

■ 現状と課題

- 国内経済は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されて以降、経済の自律的な循環メカニズムが整い、緩やかな回復基調を取り戻しており、雇用を取り巻く環境として、人手不足感の高まりが見て取れるものの、完全失業率は低位で推移している状況です。(図2-13参照)。
- 一方で、就職者全体に占める非正規雇用者の割合の高止まりや、求人と求職ニーズの不一致による雇用のミスマッチが生じているなどの課題もあります。
- 本市においても、雇用機会の拡大を図るための企業誘致の推進や、就労を希望する全ての人に対して、雇用の機会の確保や必要な知識や技術の習得、求職活動の支援の充実に取り組む必要があります。

図2-13 東京都の就業率・完全失業率の推移 (各年平均)

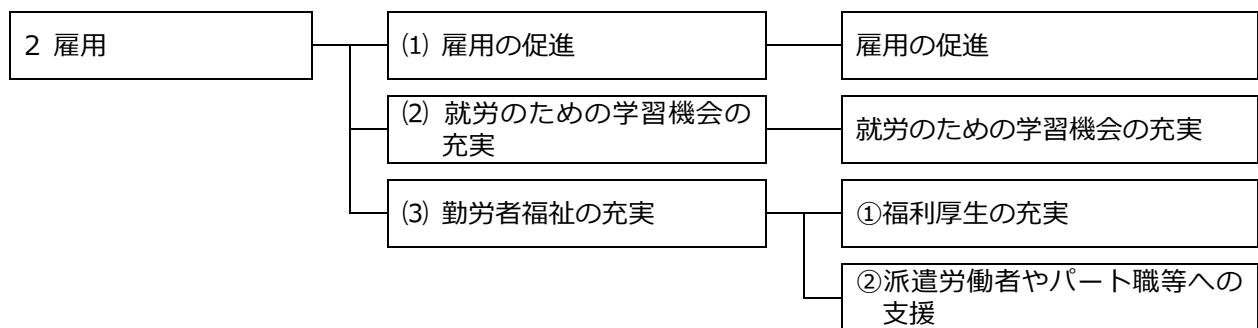


出典：東京都総務局資料

■ 基本方針

- 一人一人の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充、就労支援事業等による就労に必要な知識、技術習得の促進及び求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対しては安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。

■ 施策の体系・内容



(1) 雇用の促進

雇用の促進

- ハローワークと連携した求人情報の提供や相談会などの開催により、雇用の促進を図ります。
- 雇用の確保に向けて、企業誘致条例に基づく企業の誘致に努めます。
- 高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。

(2) 就労のための学習機会の充実

就労のための学習機会の充実

- 職業訓練機関等との連携により求職者の知識や技術の習得を促進し、就労機会の拡大を支援するとともに、多様化する雇用環境に関する情報の提供や労働制度の周知に努めます。
- 女性一人一人が希望する働き方で職業を選択できるよう、講座や相談を実施します。

(3) 勤労者福祉の充実

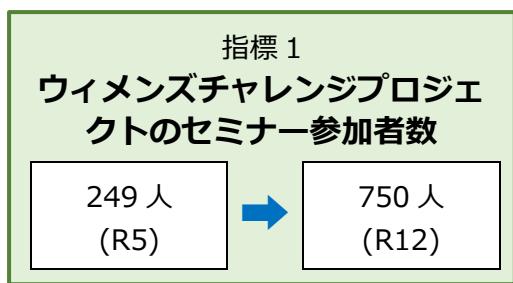
① 福利厚生の充実

- 中小企業の従業員への福利厚生の充実を図るため、中小企業退職金共済制度等の周知と利用促進に努めます。
- 民間の福利厚生施設と公的施設との相互利用について検討し、余暇活動の充実と健康増進を図ります。

② 派遣労働者やパート職等への支援

- 正社員・職員以外の派遣労働者やパートやアルバイト職で働く市民の雇用環境の充実、待遇改善及び安定雇用へ向けて、関係機関とともに企業などへの啓発活動に努めます。

■ 成果指標



〔 (*) ウィメンズチャレンジプロジェクト：結婚、出産、介護等で、一度離職した女性の再就職
など、女性の就労を支援する事業 〕